

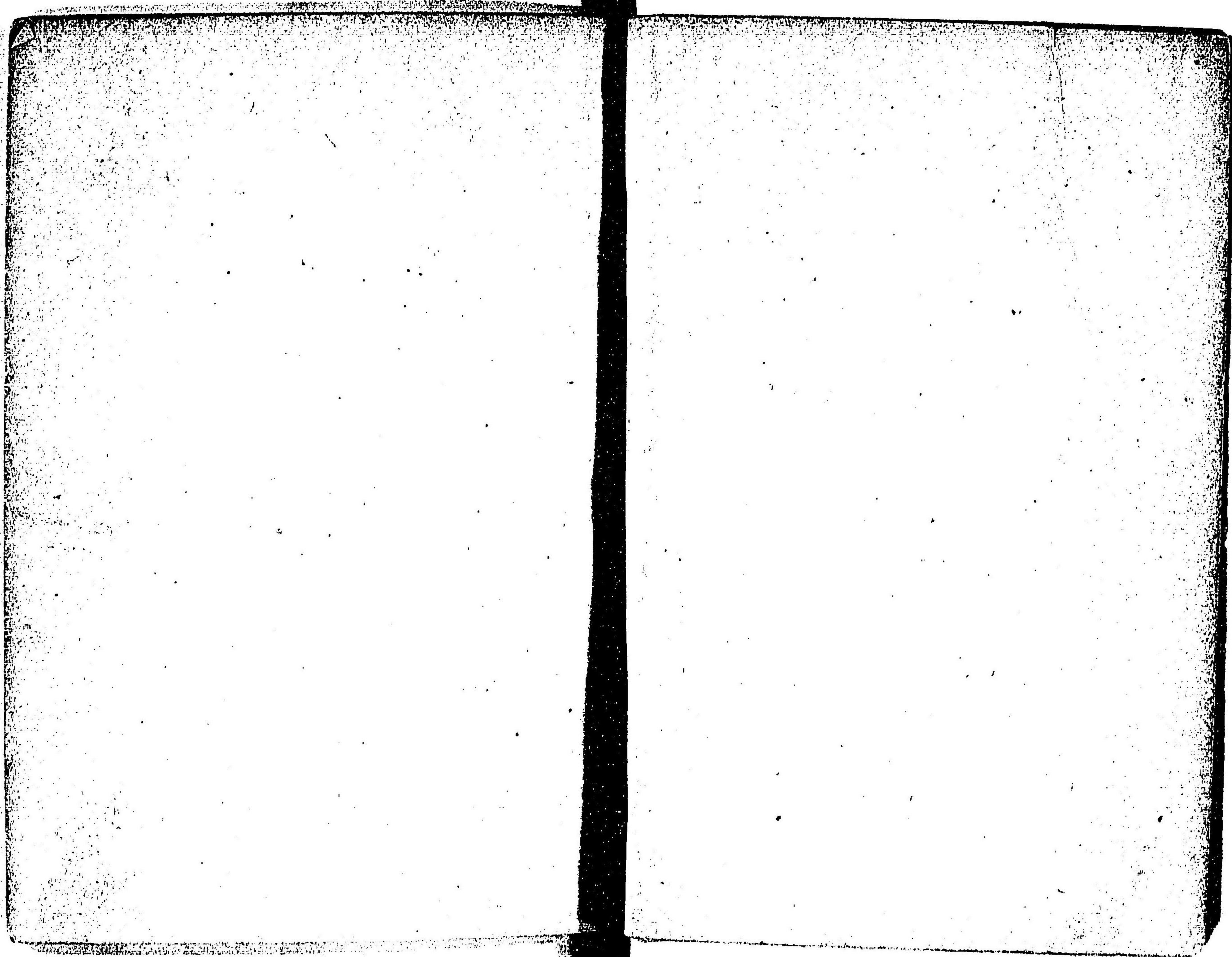
明治三十三年四月出版

71
329a

寺石正路君著

土佐遺聞錄
上

開成會館
版權所有



緒言

土佐の國は南海道四國島の極端に在りて地勢僻遠風化
自ら他邦に異なり而して上古建國以來王化薄漓にして
申世王朝の頃は爲めに一度び罪人の配流國ともなり降
て近世秦氏山内氏封建の世に及び始めて文化勃興開明
の氣運を開けり然も戰國の餘習尙武の氣風盛に學問技
藝の如きは共に十分の發達をなす能はず已にして王政
維新の大革命に際し時態一變昔日の舊風又日を逐ふて
變ぜんとす此の如く我土佐國は歴史上の沿革已に簡單
なる上に古來文献の進歩遲緩なれば隨ふて今に在て古
を考ふるに往々良書好著の以て志料に供す可きなきは

吾人の常に痛惜する所なり其會山内氏以降一二學者の編著あるも大抵斷卷零冊寫本を以て行はれ久しからずして散佚其形影を失ふ者皆是なり余之を惜むの餘り讀書講學の暇或は舊記に徴し或は古迹を探り或は父老に尋ね或は口碑に原き凡る我國の舊事遺聞其苟くも歴史風俗上の沿革を考ふ爲め傳ふるに足るべき者を蒐集し之を輯録す今便宜を以て其稿中若干の章を抜萃し題して土佐遺聞録と曰ふ聊か史の欠陥を補ひ且つ世の同好者の參考を資くといふ

土陽叢書 第三冊 土佐遺聞録目録

○ 菲生蔓橋の人柱……………	一頁
○ 土佐最古の耶穌教信者……………	三頁
○ 高知市街古今の大火……………	五頁
○ 捕鯨術……………	八頁
○ 潮江鹽濱……………	一〇頁
○ 神明薈……………	一一頁
○ 土佐國の左甚五郎……………	一二頁
○ 松節……………	一四頁
○ じぢすづの四音……………	一四頁
○ 宇田の松原……………	一七頁
○ 絹布御免札……………	一八頁
○ 寺川の門櫛……………	一九頁

- 蝦夷語地名……………二二頁
- 甌里翁の滑稽……………二六頁
- 佐賀浦鹿島社鱒口……………二七頁
- 中村古圖……………二八頁
- 一條公墳墓……………三一頁
- 土佐神社……………三三頁
- 元親の墳墓并木像……………三五頁
- 砂糖製法の始……………三六頁
- 春日運慶の佛像……………四〇頁
- 理學者細川頼直……………四一頁
- 海上發見の企……………四四頁
- 長曾我部信親墓……………四六頁
- 國府の遺跡……………五〇頁
- 尊良親玉の御歌……………五一頁

- 黒米の飯……………五四頁
- 岡村十兵衛事蹟の誤傳……………五七頁
- 花臺……………六二頁
- 細川氏守護代……………七〇頁
- 朝倉宮……………七七頁
- 野中兼山の新田開發……………八二頁
- 古代地價修正……………九〇頁
- 吉行の刀國益の脇差……………九四頁
- 白太夫墓……………九六頁
- 高岳親王塔……………一〇一頁
- 桑名古庵土葬墓……………一〇三頁
- 尾戸燒……………一〇六頁
- 谷秦山の學流……………一一三頁
- 秦氏の教育……………一一七頁

○伊能翁の赤岡測量……………一二三頁
 ○花鳥踊……………一二五頁
 ○豊永郷射法……………一二七頁

土佐遺聞録上卷目次終

土陽叢書 第三冊 土佐遺聞録

◎上 卷 寺石正路著

○垂生葛橋の人柱

垂生郷柳瀬五市郎貞重の筆記に云ふ「此郷往古は葛橋なし大朽村の内
 大川にたもんど云ふ大なる淵あり此處に板橋懸りありしに其淵にて奇
 怪の事ども多かりければ川上の葛橋を始めしなり其橋を掛初し人は尼
 のリカツと云ふ人也其橋床に子を買ひ人柱に突込み夫より今に此葛橋
 にて人過ちせぬと云傳ふなり掛直しの時其職人唱ふる文句あり曰く

尼法師リカツあどの若子様橋掛直し初めましてござひます能く成就
 大工寄夫の者まで過なしの諸願御けちかへ給へと恐く申奉る云々
 抑も人柱は人体犠牲の一風習にして其根源は遠く食人の遺風より起こ

りたるは今日人類學上の定論なり然るに我日本の上古は果して食人の風習を存せしやを尋ぬるに歴史以前は邈然之を措き歴史以後も猶ほ茫漠其徵証を得る難しとす若し但た人柱の事に至ては彼の倭建命東征の時橋媛が海神の犠となり仁徳帝十一年攝津茨田の堤を築く時武藏の人強頸河内の人茨田連衫子二人が河伯の供物とあり醍醐帝弘仁三年攝津長柄橋再建の時岩氏長者が又河神の牲となり其少女が「父は長柄の人柱」と歌ひし事有名に更に平清盛が兵庫經島築成の時一童子の人柱に築込みし談世に遍き等其例證乃ち少なからず是に由て之を考ふれば我日本國にはたとひ歴史前後の頃より已に食人の風習は殆んど其痕跡を絶するも人体犠牲の風習此の如く許多存在し剩さへ土佐國の如きは割合近代の頃迄其事跡を存せしは愈上古一度び其風習の存在せしことを證するに足るべし

◎土佐最古の耶蘇教信者

日本に耶蘇教の始まりたるは天文年間葡萄牙の商船九州に來りたる時にして其尋で亡びしは寛永十六年島原一揆鎮定の時に在り是より先き我土佐の國に桑名古庵といへる者あり素と紀州の人にして兄水也といへる者と共に土佐より來り帶屋町に住して醫を業とす或は曰く一度安藝那奈半利浦に住して後高知に遷ると元和九年古庵初めて耶蘇教を信ず已にして寛永四年五月に及び之を轉ず（轉ずは當時の方言ヨーロッパと云ひ宗教を脱する義なり）然るに其後寛永二十年の頃阿波人井上五左衛門なる者古庵一家兄弟妻子等都合六人耶蘇信者所謂當時の語にてパレン宗なりとの告訴を受け皆囚へられて獄に繋がる或は云ふ古庵等寛永以來其信仰を廢する如くして實は廢せざりし故是に及べりと古庵之より獄中に在る凡そ四十七年元祿二年を以て没す其墓今土佐郡久萬村

高野谷字ゴロゴロ堂に在り墓地陷凹草木繁茂し類墓累累々其一族の墓とす而して古庵の墓は獨其中に屹立し頂上將棊の駒形をなし高二尺五寸餘あり其碑面の文左の如しと云ふ



籠死は牢舎の死の假借字なり而して正面文章土葬墓と題するよと最も面白し蓋し我國は慶安四年以來野中兼山氏の意見にて罪人の外火葬を禁し土葬となせしかば此古庵は獄死せしも告訴の証據不十分なりし爲か或は已に無罪となるも懲戒として猶ほ獄に住せし爲か其事實は素より今日之を推測する由なきも兎も角も尋常罪人の待遇を受けざりしは

此特別の筆法にて知られたり

嗚呼今日時勢の一變昨日まで妖魔幻術視せられし耶蘇教も今は青天白日文明の新宗教として海内至る處流行の痕を見ざるなく殊に愚人愚婦の如きは之を知らざるを以て時勢に後れたるものゝ如く見做ざるに至れるも之を當年桑名古庵が一時の好奇心僅かに之を信じて忽ち他人の指摘を受け四十七年の長日月獄中に呻吟せるに比せば其推移の變實に如何ぞや若し何事にても創業の功は百世顯揚没す可からずとなさば桑名古庵の如きは實に土佐耶蘇教史に永く其芳名を留めて不朽に稱譽せらる可き人なり余明治廿三年以降數々久萬山に遊び其墳墓を探る樹木葱蔚之を求めて得べからず低徊之を久ふす

◎高知市街古今の大火

高知市街は慶長五年山内氏入國以降近ごろ明治元年に至るまで二百餘

年の間凡そ五度の大火あり

第一 元祿十一年の大火人家千九百卅三軒焼失火元は北奉公人町佐藤

甚右衛門貸屋古金屋權内方と云ふ

第二は享保十二年二月朔日の大火人家千八百〇三軒焼失火元は越前町

伊野部丈助方と云ふ

第三は同じ翌日の大火人家千三百四軒焼失火元右の伊野部丈助の南隣

郷辰三郎方と云ふ

右兩日の火事共に指火にて犯罪者は直に長繩手にて火刑の上獄門に
梟せらる

又右兩日は大西風にて高知市中の反古紙赤岡の町まで飛びたる程な
りしといへば其火勢の一發全市瞬く間に焦土と化せしも怪しむに足
らず實に今日にして之を追想するさへ人をして恐怖の心を抱かしむ

れば當日慘愴の景は言語に絶したるなる可し

更に此大火の災は獨り市民の人家を焼失せるのみならず實に高知山
の御城にも飛火遷り遂に之を焼失せりと云ふ而して御城は二年目よ
り再建に取掛り二十餘年にして一切再建成就す然るに當時徳川幕府
の制規として一旦諸侯が治城を失ふも之を新築する事は六ヶ敷風な
れば此度大火の事を幕府に届けて若檢使到着の時は城は火災の節家
中の若侍之を擡ぎて久萬村の芝に遷しありて火災の後舊址に擡ぎ歸
りたりとの申開きをなす覺悟なりしといへり

第四は享和元年十二月卅日の大火市街東部大半焼失人家火元不詳是よ
り先き寛政年間有名なる町奉行馬詰權之進親音江州の水工を招き始
めて揉貫井を中新町に堀る所謂櫻井なり其水工の堀井の時調子取り
の言葉に「ヒョウソヒョウ」と云ふ節あり後には之に付句をあし「新

町ハ善フナルヒヨウンヒヨウ」と云ひ遂に訛りて「新町は野トナルヒ
 ヨウンヒヨウ」と云ふ是に至て始めて享和の大火あり城東別して新
 町は家屋一面焼失し所謂實に焼野の野原となれり父老相傳へて水工
 の調子取の節之が識をなすとなす時の學者森本輒里翁之を詠する狂
 詩あり滑稽談話と雖も能く一時の實況を穿ち得て妙なりと謂ふべし
 其詩に曰く

享和如何晦日宵。風荒大燒不道消。
 揉貫雖如龍吐水。新町成野飄音飄。

第五は安政元年十一月五日所謂寅の年大地震の大火人家千六百七十六
 軒燒失潰家更に多く火元數所一々枚擧し難し

是皆高知市近世桑滄の變の著しきものなり

◎捕鯨術

土佐國漁業の中其働の最も目醒ましく又其利益の最も大なるは捕鯨の
 術に如くはなし今其傳來を聞くに慶安年間尾張の人尾池四郎右衛門政
 次より始まる是より先き山内二代忠義公の時野中兼山執政となる偶尾
 張の浪人尾池義右衛門なる者兼山に由緒あると云ふを以て土佐に來り
 安藝那代官を務めけるに海上鯨の夥しく經過するを認め兼山に勸めて
 同姓尾池四郎右衛門政次の其術に長せるを招き之を捕獲せしむ兼山喜
 て之に従ふ是に於て政次招に應じ捕鯨船六艘を將て土佐に來る乃ち九
 十九洋の沿岸に遠見所を設け鯨の通路を見遂に幡多郡佐賀浦を第一の
 場所としこれに捕鯨場を設け冬は上浦春は下浦に於て之を漁す是より
 頻りに鯨を獲る十餘頭中には十三尋の脊見鯨をも獲たる事あり是時政
 次大に喜びて佐賀浦鹿島社浮津浦八王子社前濱伊都多社の三社に鯛口
 を獻し其祈願成就を祝す伊都多社の鯛口今猶は存す其銘に曰く

奉寄進尾張國住人尾池四郎右衛門尉政次慶安四年辰三月日

政次は後本國に歸りしが捕鯨の術は是より後永く當國に傳はり今に連綿絶えずと云ふ因に云ふ當時海上漁業の法未だ開けず鯨の如きも自在に佐賀浦近傍の海中まで來りしこと以て想ふ可し

補記余此文を草す後一と年幡多郡窪津捕鯨會社に至りしに社長山田稱實氏曰く昔しは鯨方に善き遠目鏡あり此窪津より與津岬の樹木を認め得たり蓋し野中氏の仕入たる品なり云々

今日捕鯨場此の如き良鏡なしと余之を聞き益野中氏の經營至らざるなきに感せり

◎潮江鹽濱

土佐郡潮江村の南に宇志和崎と呼ぶ所あり昔し鹽を焼たる故に鹽屋崎と呼ぶが本名なりといへり而して今其鹽燒の年代を尋ねれば人皆土佐

日記の地理辨等に雷同して大方今より八九百年の事ならんと想ふ可しされど森勘左衛門筆記を案するに寛永六年忠義公の御書に 來正月普請初に潮江にて鹽濱に可成所見立候而普請申付鹽やかせ候様可被申付候云々の文あり又寛文三年の納屋堀御制札を案するに 一鹽潮江之者の義は格別其外何れの濱より船にて來り候共なや堀へ若賣買可仕事との文あり乃ち至て近代の山内公寛永寛文の二百年前頃迄猶ほ其風を存せしなり然りと雖ども此頃は最早高知市街も大半落成し潮江近傍も大方自然の沖積地となれば今の仁井田種崎諸濱の如き鹽濱にあらで播州赤穂の如き平田に溝を通して海潮を湛ふる鹽田の類なりしならんか

◎神明鹽

昔しは高知城下廿代町神明宮に毎年九月十五日祭禮ありて神明鹽とて鹽を賣る風あり俗に神明鹽は風藥と稱して之を買ふ者多し蓋し是れ江

戸芝神明祭に神明盃を賣る風あれば之に習ひたるなりされど江戸名所
 圖繪にも其何故を記さず能く由來を知る者なし獨り當國儒者森本藤藏
 輒里翁は之を解して曰く小學内篇飲食部に不撤盃食の文あり註に盃
 通神明去穢惡故不撤と云ふ此の盃通神明の一句偶然神明盃
 の起源をなせりと滑稽の中巧みに着實の典故を寓す翁が獨得の發明に
 背かずと謂ふ可し

◎土佐國の左甚五郎◎

武市高朋通稱は甚七萬里と號す高知廿代町の人なり最も彫刻に長し匠
 心巧妙工技自在にして實に土佐國の左甚五郎と稱す嘗て公命を奉して
 高知山御城三の丸欄間を刻す梅に母島河骨に鴛鴦の圖製作雄健最も名
 作と云ふ又廿代町神明宮にも馬の額あり彩色脱落所々缺損し十分の古
 色あり就中其最も有名なる物は八百屋町の仙人なり

是より先き我土佐の國には萬治元年高見茂兵衛樞屋道清仁尾久太夫等
 長崎に赴き花鉢を見て歸りて之を摸し遂に笠鉢「メンザリ」より花鉢の
 濫觴あり是時高朋彫刻の名國中に高ければ八百屋町より花鉢に据ゆ付
 けの爲め久米仙人の彫刻を依頼せしに高朋一年を費して之を刻し當時
 某國老より冑飾りの龍の修繕を受合ひ之を預り居るを幸とし其玉眼を
 抜て仙人に筭す高朋後ち自ら國老に至り事の由を訴て萬死を期す國老
 慰諭宥めて之を歸す是より高朋身を獻して此彫刻をなすこと遠近に聞
 け其名譽益高し久米仙人の像已に成るや意匠巧妙刀法輕快にして仙人
 廳逸の氣躍々出でんとす觀る者感嘆以て絶伎となす八百屋町の人今に
 相傳へて寶物となす其箱蓋の銘人形仙人の文字は又有名なる書家岩井
 玉洲の筆と云ふ

高朋安永五年二月十六日五十五才を以て没す潮江村清水庵上に葬る證

して永念春善理生信士と云ふ

◎松節◎

山東京傳の骨董集を見れば昔し奥羽の地には蠟燭の代りに松脂を燃せしと云ふ事あり我が土佐國も昔しは行燈と云ふ物なく夜は深山の樵家の如く燈臺に肥松を燃して明を取れりと云ふ山内侯入國の後久ふして本町の加茂屋と云ふに初めて上方より行燈下り之を用ひしに毎夜見物人市をなせりとぞ寛永二年十二月二十五日忠義公御掟の新堀川法度の第一に諸竹木松節竹薪船川筋へ入候船分新堀川の外へ入り賣買仕者爲過錢銀子一枚宛可召置事云々の文あり松節は今の肥松にして實に當時の燈火料に用ひしものと云ふ古風の質樸なる察す可し

◎じぢすづ四音◎

土佐は僻遠の國と雖も言語の發音割合に正しく就中他國にて最も混雜

の嫌あるじぢすづの四音の如き當國にありては三歳の小兒も分明と言ひ分くるは實に希有の事と謂ふ可し今村虎成が楠瀬大枝に復する書翰に此事を載せて曰く

いにし享保の初の年なりし虎成京の西花園に在りて本居の翁の旅の宿りをとふらひ侍りしに翁の年七十に餘りて耳の聞へざりければ直に物語する事難かりける故に問を欲しき事言を欲しき事をば物に書付て見せ參せし中にぢぢすづの四音は京あたりは中々に亂れたるを我土佐の國には古歌の格の傳はりて露程も違ふ事なしそは音韻の中に能く分れば耳に聞儘を文様に寫すに難波津習ふ童とても書き誤る事なしと有けるを翁の見給ひて膝を進め言へらく面白哉日本廣しと雖も外の國は皆々亂れたるを土佐の國に限りて古歌の格の亂れざるはいと尊としこはわが玉勝間に書き入る可しと褒め玉へば旁の人々

も皆うべなりと云へる中に古歌の爲には土佐の國に生れま欲しと戯る人の有りし少しさかしだちてなん聞へはべりし云々

因に本居翁の玉勝間を檢するに果して其十三卷しちすつの濁音の事と云ふ章に左の文あり曰く

土佐の人の言にしとちとつとの濁り聲自から能分れてまがふ事無し
されば僅かにいろは文字を書程の童と雖も此假字をば書き誤る事なしと彼國人語れり云々

今日東京鞆の下國語研究を以て自任し或は言文一致とか稱して粗笨の小説を書き或は國粹保存と稱して奇怪の小學教科書を書く者其言語を聞き其文章を讀むに往々國語研究の大本たる發音の法を誤まり就中右のじぢすづ四音の區別の如き殆ど明晰に之を言ひ分くるものなし何ぞ不都合の甚しきや宜しく間暇の時旅行一番土佐の國に來り暫らく古

言の典範を學べ

◎宇田の松原

紀貫之の土佐日記に見ゆる宇田の松原の古跡について諸説紛紜として桂井素庵が望大港詩文には長岡郡十市岐井田近旁の海濱なりといひ野見嶺南が大港記には香美郡前濱村なりといひ武藤平道の大港者には香美郡手結岬より脇の磯近傍なりと云ふ其説く所各一理なきに非ずと雖も日記の文章大港を出で次に松原を望むといふ地理の關係甚だ切實ならず

獨り赤岡の好古家細木鷲仙の宇田松原の古迹研究は至て熱心にて能く先達の考証を尋ね自家の實見を參し着實精密に其穿鑿を爲せり今其説を聞くに

抑物部川は往古久枝より西に流れ下島より前濱の海に注ぐ此の河口

を大港と呼ぶ松原は大港の東に在るわけなれば大凡今の久枝山より手結の脇磯近傍迄二里ばかり打續きたる海濱ならんと

是説妥當最も其考証の確なる者の如し因に記す是時鷲仙は藩府に請ふて松原の故地古松枯れ盡きて行くく其名勝を失はんを恐れ松苗千本を植ゑ其保存を計り又是を監守するを名とし草庵を其中に結び風流自ら樂み後尾池春水の千載管に習ふて千歳壘と云ふを製し稻毛吉太をして之に松林草庵中一老人の閑居する圖を題せしめ世に廣めたり右の宇田松原考は實に其八十歳の考なり

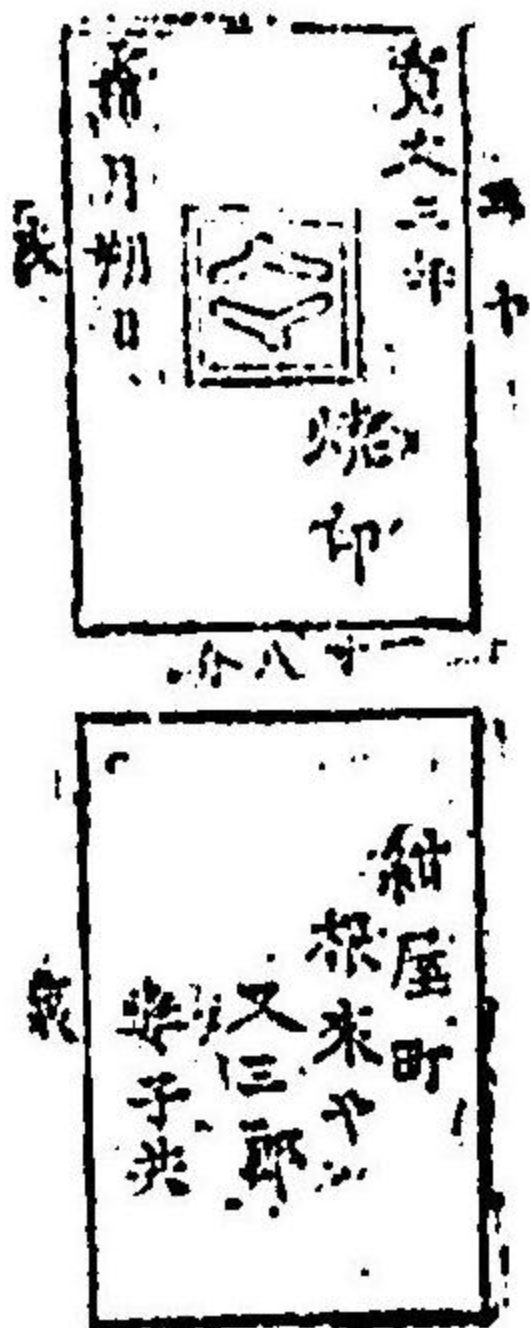
◎絹布御免札

寛文の頃には當國富豪の家は御用金などを獻じて絹布着用御免札を願受くる風あり家内三人なれば三枚五人なれば五枚請ひ受くるなり猶ほ今の商人が營業鑑札を受くる願なり桂井素庵が日記の寛文四年十一月

十日の條に曰く

札不取者は絹布を着る事ならず又札取る者はさるなり此廿二三年前母公蓮池町に御坐被成候時に御取被成つむぎひのより上の物又帶等は絹布を結ぶ也余が方に一つ姉れさん一つ弟金四郎に一つ總合三つ當夏取申候也云々

以て其實を見る可し今素庵が札圖左に出す根來屋又三郎は即ち素庵が俗名なり



◎寺川の門柳

正月元旦の門飾に柳を立て、繩を引くは神代の昔天照太神岩戸潛幽の時群神天香山の柳木を樹て幣帛珠鏡を掛け又太神岩戸啓出の時しりくめ繩を引て再び之に退く勿らしめし古實にて至て古風の事なりとす王朝の中葉以降風俗漸化柳木に代ゆるに松を以てす本朝無題詩集に曰く

長齋之間以詩呈江才子 惟宗孝言

占期百日潔齋處。正月春中閉四墟。持案法華應聖藻。鎖門實木換貞松。

註世俗皆以松挿門戶而余家以實木換之故云

當時門飾の風一變し柳木を以て松に代ゆるすら已に希有の俗となりしを知る可し然に我土佐國寺川郷山中にありては百二三十年前まで猶は門柳の風を存せしは殊に一奇なり乃ち當時の御山方御山廻なる春木次郎八繁則氏の寺川郷談に曰く

寛延辛未の年も暮て壬申の春を迎へけるに此郷は他郷と違ひ門松立つる事なく家々の門に柳を立て、繩を引き云々

寛延壬申は寶歴二年なり原著者山中に在りし故年号の改まるに氣付かざりしならん寺川は伊豫の國境に在りて四國の五家山とも稱す可き深山なれば昔より都會を往來せずかゝる二千年以前の古風も依然として近代に存す洵に殊勝の事共なり古人が失せたる古風は田舎に求めよとは是類の謂なる可し

◎蝦夷語地名

本邦上古東北の地は重に蝦夷人を住ましめ西南の地は重に日本人を住ましむ故に地名の如きも東北に蝦夷語多く西南に日本語多きは自然の事なり我土佐國の如きは乃ち其西南の一部にして國中郡村名等の八九分は大抵日本語に成れり然るに其一二分は日本以外の國語に成り混乱

變化盡く之を區別し難きも往々蝦夷語の痕跡を存するは又一奇なり
 今先つ其最も顯著と覺ゆる者を擧ぐれば幡多郡以布利の地名是なり地
 理書を讀む者は必ず知らん北海道には膽振といへる同音の國名あるを
 以布利に膽振文字の書方こそ異なれ其音訓に意ありて字義に理なきは
 何人と雖も容易に之を察知するを得ん之を蝦夷語に尋ぬるに古言轉化
 今其義を知らずと雖も其日本語よあらざるは殆ど疑ひなきものゝ如し
 或人の曰く以布利は菅公の子高親朝臣巡遊の時浦人布を以て來れる古
 事に由て名けしにわらずやと然も是れ強て此語を日本語に解釋せんと
 する誤りにて更に形容を添へて説かば此地昔し布を製し大に國産の利
 あれば以布利と名けしと云ふの遙かに巧なるに如かず若しかゝる地名
 に日本語を解くを得ば北海道の小樽は蝦夷語をたる沙の路の義にあら
 で其港小き酒樽に似たる故名づけたりとも云ふ可く關東の刀根川は蝦

夷語とないべつ沼澤の川の義にあらで其河道狹長刀身に似たり故に名
 付たりとも云ふを得可きに至らん蝦夷語の特徴本質に就ては世已に定
 論あれば今は贅言せず

次に其著しき者は安喜郡穴内(他郡に全地名多し一々擧げず)吾川郡陸
 内幡多郡口屋内奥慮内戸内等の地名是なり蓋し地名に「ない」と云ふ字
 あるは蝦夷語の特有にて東北の地圖を開けば庄内岩内名内幌内等其例
 枚舉に遑わらず之を蝦夷語に尋ぬるに「ない」は小流の義よて上の某内
 と云ふ付字は又夫々の義われど煩なれば略す是れ又強て日本語に解せ
 ば穴内は伊尾木の如き大穴なき爲めといへば或は可なるや知らずと雖
 ども戸内は戸無しとでも云ふ可きや不都合を生ずるに至らん明治廿年
 英人チャンバレーン氏の著なる帝國大學紀要には右の戸内の一所を抉
 出して土佐國中唯一蝦夷語地名の存する所とせり

其他室津津呂浮津志和宿毛伊野等諸村の地名往々蝦夷語の轉訛と覺し
き多きも猶ほ他日の推究をまつ唯々幡多の郡名を四万十の川付につき
一言の追加をなさん

幡多四萬十の名に付ては考証家の中には幡多は畑に通し古へ平野綿亘
せる爲め畑の國と名付けしより起こりし名なりとか四万十は河流萬千
四万餘流に分れたれば四万十餘の川と名付けしより起こりし名なりと
かの考案もあるなるべし然も是れ前にも反覆述ぶる如く土佐を地味豊
腴にして國産の生育を佐くるより名付けしとか阿波を鳴門の波濤高さ
より名付けしとか云ふを得べき日に至らば乃ち其考案も或は一派の解
釋となすに足らんされど余はかゝる意見の容易に肯じ難きを覺ゆあい
ぬ語を案するに河の下流を「ばなた」と云ふ幡多には四万十の大川南北
に流れ北方は山岳重疊するも南方は海岸豁開し所謂以布利の如き地も

其河口の南方にあれば散布の蝦夷人南方の地を「ばなた」と呼びしより
一轉して「はた」となりしにあらざるか又四万十の義に就ても先輩今村
虎成氏已に河流の數多き形容には余りの言なり佛經の西方十萬億土類
の言と見るも僻地の河名に之を用ゆるは解し難き事なりといへり是れ
先づ我心を得たるものなり此川一名を下田川と云ひ河口を下田港と云
ふ「しもだ」「しまん」と呼音相似たりあいぬ語を案するに岩石多き處を
「しま」と云ふ之に付句をなし語尾の變化をなす往々例あるも其義の今
何の意なるや知り難し要するに此四万十下田は以布利と同じく殆ど蝦
夷語の遺名たる疑ひなきものゝ如し

因に記す近來日本地名の中蝦夷語の穿鑿甚だ盛にして三國一の名山な
る富士山も蝦夷語ふじ乃ち火神の義より起りたりといひ關東一の大都
なりし千代田の江戸城も蝦夷語ゑど鼻の義より起りたりといふに至れ

り然れど其考案或は好奇に過ぎ稍輕薄の嫌なきに非ず余も固より土佐國の地名を盡く蝦夷語に付會せんとする者にあらず唯た幡郡には己に二三の貝塚もあり全人種棲息の痕迹現然たれば近傍地名に其遺語の存在を探るは實に己むを得ざるなり

◎甌里翁の滑稽◎

森本甌里翁は當國有名の碩儒なり博覽強記萬卷の書を讀み野乘小説と雖ども涉獵遺すなし之に加ふるに氣象恢達として才氣人に秀で當時の儒者の齷齪として古人の陳說に拘泥し世事に迂闊にして讀書の痴となる者と全日の談にあらず文政十年清國江南の漂船浦戸に来るや翁公命を以て筆談事情を通辨す文章咄嗟手に隨ふて成り綿々萬言愈出て愈妙に事由曲解頗ふる旨に協ふ而して性滑稽奇詭往々奇言異行となし人を驚かす家に二人の婢女あり一人は「あんようふく」と名つけ一人は「よ

くこをもる」と名つく門人其家に出入するもの翁の婢名を呼ぶを聞く毎に其奇號を怪しみ是れ必ず周易詩經然らざれば左國史漢等の古書中より得意の奇句を探り出し名けたるものなりとせしに一日經書の講議も了りて四方山の話となり門人之を尋ねければ翁眞面目になりて答て曰く周易詩經にもあらず左國史漢にもあらず是れ唯余が偶然に名付けたるものなり一人は性勤勉清潔を好み毎朝早く起き櫛を善く拭くを以て「あんようふく」と名つけ一人は性恭順育兒を好み日々善く小供の護をなせば「よくこをもる」と名付けしのみと云ひしかば門人始めて絶倒翁か平生の滑稽益々意表に出づるを服せしと云ふ

◎佐賀浦鹿島社饅口◎

明治二十五年三月幡多郡佐賀浦鹿島神社祠官高橋渡氏書を寄せて曰く去月教育雜誌載する所尾池政次捕鯨術の事を記せる章に全氏佐賀浦鹿

島社浮津浦八王子社前濱村伊都多社の三社に鯛口を献す云々伊都多社の鯛口今尙は存すとあるは他は存せざるに似たれど鹿島社には猶ほ現存し其表銘に

表寄進尾州名古屋之住人尾池四郎右衛門尉正次慶安四辛卯年正月吉

日敬白

背銘には

京釜○信濃掾國次作之

どあり其外社内には猶ほ捕鯨方より献納せる花崗石の一石燈あり云々と尾池氏の事蹟に就ては益精密にして確實の材料を得たり余は因て本録に撮載して謹で氏に向ふて其好意の忝さを謝す

◎中村古圖

幡多郡中村は現今畿南の小都會なりと雖も古へ一條殿累世在國の時

市街の規模廣大に國中第一の繁華なり今其由來を尋ねるに應仁亂後京師は兵火焚燒し文武百官の邸宅灰燼一空となる時の關白一條兼良公大和に隠れ息教房卿攝津兵庫に居る是れより先き當國幡多郡には一條氏の莊園を存せしも戰國の餘武人横領して名ありて實なし兼良卿深く之を慨し其桃花葉に記して曰く土佐國幡多郡有諸村々等當時雖有知行之號有名無實也但應仁亂世以來并關白令下向于今在庄繼渴命者也因て時機を待ち子孫をして興復の志を繼がしむ後土御門帝の文明十年土佐七守護の一人長曾我部文兼教房卿に請ふて下國の事を以てす卿是に於て斷然意を決し遂に其男房家卿并從臣數十人を伴ひ土左に下向す文兼等迎へて其居城岡豊山に置く幾くも無く七守護の推戴する所なり隱然國中の首長となり幡多郡中村に遷りて舊領の莊園を知行す中村市街の起りは是に始まる今參考の爲め一條氏歴代沿革を表示する左の如し

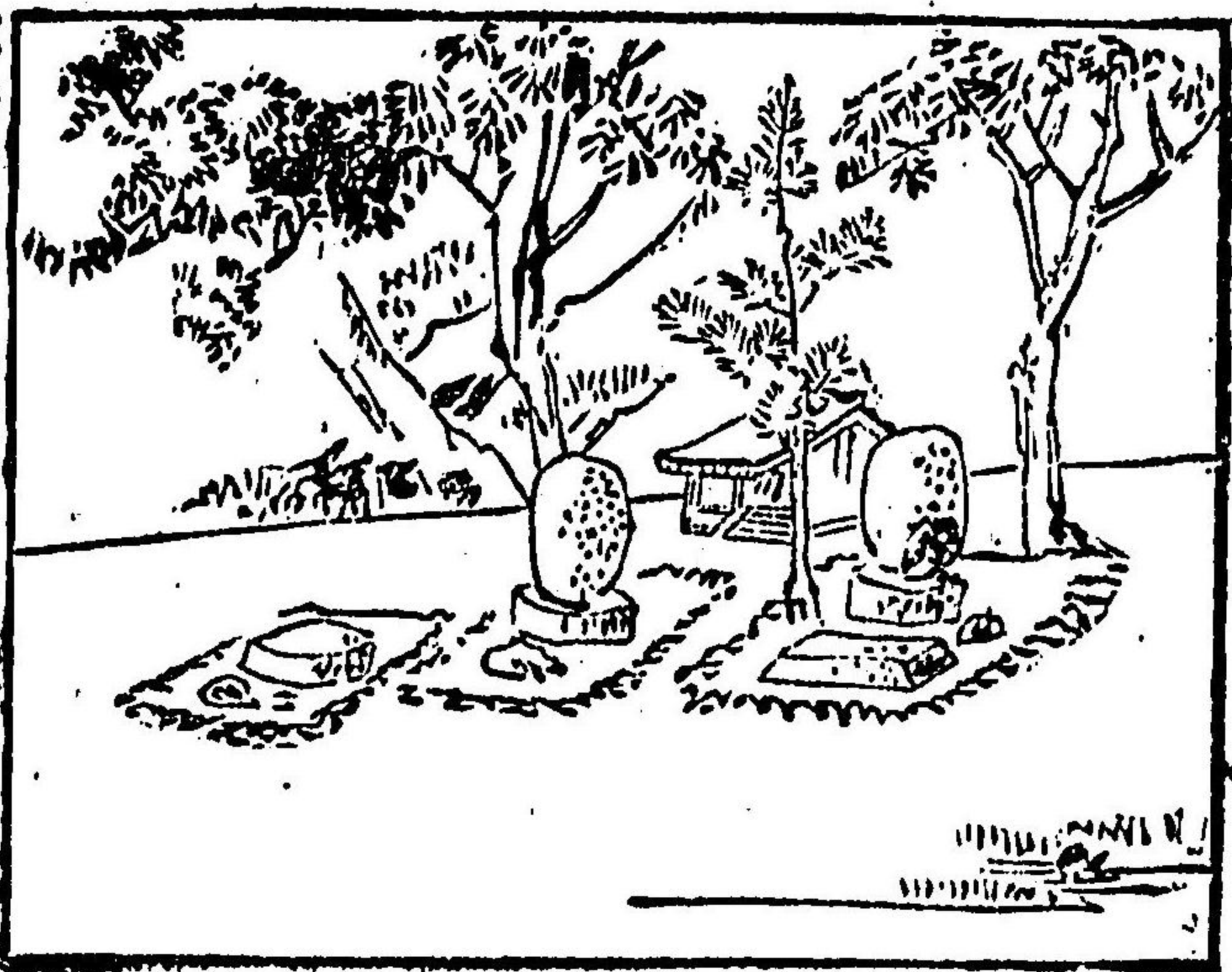
代	職名	官	薨年	壽	墓
一代	教房卿	從一位 左大臣	文明十二年 十月五日		幡多郡 未詳
二代	國司房家卿	正二位 權大納言	天文八年十 一月十三日	六十五	幡多平田 藤林寺
三代	國司房冬卿	正二位 左中將	天明十年 十一月六日	四十四	同
四代	國司房基卿	從二位 權中納言	天文十八年 四月十二日	二十八	同
五代	國司兼定卿	從四位 權中納言	天正元年		
六代	內政卿	左中將	天正二年		

蓋し一條氏教房卿の文明十年を以て土佐に下國し内政卿の天正二年之
を出づるまで六世九十七年而して其中房家卿の文明十二年國司となり
てより兼定卿の其職を終るまで四世九十四年にして亡ぶ當時中村市街

の古圖を見るに街衢の規模京師に擬し中央に御所あり左右に與力北面
公卿家老の諸邸あり家屋櫛比隣次市をなす一時の壯麗想ひ見る可し戰
國の世到る處干戈糜爛天下鼎沸復た太平の何者たるを知らず而して一
條氏獨り海南に在り屹然小朝廷を張り禮樂を講じ絃誦を鼓す以て其門
閥の盛を察す可きなり今左に其古圖を摸す但し此圖はもと中村の儒者
遠近次左衛門鳴鶴の家より出るものなり

◎一條公墳墓◎

一條公の中房家房冬房基三卿の墳墓は幡多郡平田村字藤林舊藤林寺に
在り藤林寺は維新前迄は藩主の寄付一條家の手宛等ありて盛に祭典を
營みしよしなるも今は廢寺して殘僧還俗して新舎に住み墳墓の如きは
自然に荒廢して毀損に任せり
其位置は舊寺床の南數十歩の山腹林中に在り麓より仰げハ左右樹木蒼



木參差其間に生長し旁に高二尺計りの小社あり三脚を合祀する所にし

蔚の間一條の石段數十級を築き上に卑小なる家門あり之を過ぎて入れば即ち墓場なり山腹を缺きて十餘歩の平地となし四面灌莽叢生陰森天日を見ず中に三箇の墳墓あり右は房家卿中は房冬卿左は房基卿とす皆卵形の石塔にして高一尺計り下方横截して墓石の上に置く其中房基卿の墓は破壊し塔を見ず孰れも青苔蒸蝕して古色蒼然人をして低徊古を忍ばしむ墓中杉樹の小

て扉上眞鍮板の切貫にて一條家御章上り藤の紋を釘付す墳墓の圖左の如し

因に記す前年高知縣廳には公爵一條家の御依頼に由り諸公の事蹟を取調べ之を廻付せる事ありしと又近年品川彌二郎氏來國の時 皇后陛下の御勅を奉じ特に幣帛を進められしと蓋し 今上皇后陛下は長くも一條家の御出に渡らされ即ち諸公と御同姓の胤に渡らせ給へばなり

◎土佐神社

土佐神社は土左郡一宮村に在り一言主神を祭る式内大社にして國中一の宮と稱す昔時は社殿宏壯輪奐美を極め且つ一年七十五回の祭儀ありて神徳盛揚靈驗殊に著し永祿六年五月五日本山梅慶の兵亂妨し其社殿を焚く當時災にかゝりたる諸房左の如し

- 三所若宮 五十八所稻女 七所王子 天神社 龍殿夷社 辨才天

津島社 若王子 御疊社 犬宮仁王堂 護坐堂 鐘樓 經藏 寶藏
 國司屋 天上屋 廳屋 經所 井屋 三重堂 東西屏風 一鳥居
 二鳥居 三鳥居

社中に鐘樓經藏の如き寺院の房名を有するは神佛混交時代の習によれるなり而して本社許りは幸に焼け残りしも其後永祿十年丁卯十一月十五日より長曾我部元親四國征伐の寄願の爲め本社以下一切再建に取掛り四年を経て元龜元年庚午九月十三日棟上全二年春一切成就す即ち今の社殿なり樓門は山内侯入國以后寛永八年十月の新築と云ふ
 父老傳へ云ふ元親再建の時に何人の戯にや天井の裏板に「元親は永き弓矢の家と聞く再興までも一の宮哉」の一首の歌を樂書せる者ありと其頗末精しく記して今社内に額示す又傳へ云ふ此社再建の頃は今の「かんな」の如き大工道具未だ無くして舞鉞を以て板面を削りたりしと

因て社内の梁柱を見るに實に其言の如く斧鑿の痕撲然として往々古色の蒼黝を見る又其口碑の確を徴するに足る社殿の敷地切石を高く積み床面地面の距離數尺に及ぶは濕氣の腐蝕をふせぐ爲か奈良の古き木造伽藍と同一の構造をなせるは又古代建築の注意を察す可し棟上挿む所の欄間に水草の彫刻あり質撲にして雅致あり又古物の優品なり要するに此社は其緣起沿革の歴史は暫く之を措き高知市街の近旁にありて今を距る三百二十年前或は恐くは國中に在りて最も古き建築物として後來永く美術家の賞觀する所とならん

◎元親の墳墓并木像

長曾我部元親慶長四年五月十九日を以て山城伏見に卒す故に人皆其墳墓の京地にあるを疑ふ然も其卒するや遺命を以て嗣子盛親翌日直に京都天龍寺に荼毘し遺骨を土左に送り長濱村天甫寺山に葬る天甫寺山は

初天甫寺といへる伽藍ありて元親嫡子盛親等の位牌を藏せるも後廢して雪蹊寺と併轉せるなり其地長濱市街より東南數十町連山の中腹にあり濱方より之を望めは一簇の樹木蒼蒼として鬱茂し其下一箇の石塔苔苔を帯び蒼然字色を辨せざる物あり即ち是なり臺石の銘はもと慶長四年七月八日前羽林土左太守從四位下行雪蹊怨三大禪定門護持大施主敬白とあり即ち盛親の建つる所なり全年六月盛親又親ら元親の眞影を寫し南禪寺僧惟杏の贊を加へ同地慶雲寺に藏む已にして其冬更に位牌を作り木像を彫み併せて之を藏む是時慶雲寺を改め雪蹊寺と曰ふ今毎年舊曆四月七日雪蹊寺釋迦祭の節寺内秦神社に於て示す所の元親像は即ち是なり其甲冑を着けず衣冠束帶せるは蓋し從四位下行少將の裝束を寫せる者なりと云ふ

◎砂糖製法の始

日本に砂糖製法の始まりしは享保十一年徳川八代將軍吉宗の時代なり是より先き長崎平戸の人等久しく其製造を試みて成らず是に至り吉宗長崎來船の清國商人李大衡に命じて精しく其製法を書記さしめ明年薩摩の落合孫右衛門をして甘蔗苗を琉球沖繩より取寄せ吹上并濱御殿の空地に植へしめ種々試験して始めて十四貫五百目の黒砂糖を得たり是れ實に本邦砂糖製造の始なり

尋て甘蔗は暖地の生育に適すると云ふ事を知り其苗を紀伊に分ち製造を試みしむ紀伊砂糖は是より始まる已にして我土佐國も全じ南海の暖國なればとて數年の後其苗を移植して始めて長岡郡仁井田村庄屋濱口仁左衛門が本田に植付け村上與右衛門濱田淺平二人之が主任となり官府御手先仕事として其製造を試む是れ實に土佐國砂糖製造の始なり然るに當時諸國一体甘蔗の培養流行せしむ製糖の方未だ熟せず計畫齟齬

往々損耗を招けば「砂糖作るなら薦から作れ」と云ふ童謡さへ行わるゝに至れり當國の製法も豫期の如き利益なき爲め遂に一兩年試験の後一旦之を中止する事となれり

是より凡そ五十餘年を経、寛政元年有名の殖産家馬詰親普武蔵川崎驛の人池上太郎左衛門より再び其製造の別傳を受け之を中興せんと欲し藩府に請ふて其許を得甘蔗種を他國より獲、御手先仕事として又其製造を始む是れ實に砂糖製造法の中興なり全十一年馬詰氏町奉行となる製糖の業も亦從ふて御町方御手先となる

翌十二年江戸の人荒木佐兵衛を聘用し長岡郡仁井田種崎吾川郡長濱仁之村高岡郡宇佐等の沿海諸村を巡回し地味の肥瘠を見立て、甘藷植付をはかる而も當時猶ほ經驗未熟に収獲耗少損銀の額少なからず而して馬詰氏忍耐刻苦愈久して愈倦まず享和年間より田村屋源右衛門を以て

賣捌問屋とし尋で文化年間より又木屋與右衛門を以て全問屋とし漸次に作株を割て民業とし以て其獨立の仕組を計る是より猶ほ數年の間事業多難商況屢逼迫の危機に瀕するも馬詰氏以下田村屋等の忍耐常に能く其困難を超過し文政度に至りては其製法始て熟練し利益も漸く加大に遂に國中一般需用の外江戸大阪に數万斤を輸出する餘裕を生し遞傳今日に至ては一國第二等物産の地位を占むるの盛況を見るに至れり田村屋源右衛門は文政八年功を以て以て苗字名乗を免せらる即ち今の八百屋町川崎氏の祖先なり

近來我邦の殖産家を以て自任する人等偶々國中一二の人物が博覽會共進會些細の發明品を陳列し簡單なる褒狀を授かるを見ては直に喝采して之を祝するも其眼前咫尺に在りて算すべからざるの利益を與へ盡さざるの富源を給する古人の一大發明一大工夫に就ては冷然漠視殆ど之

を省せざる者滔々皆是なり何ぞ夫れの輕薄甚しきや吾人は我邦物産の史を搜り砂糖製造等の濫觴を記するに方り馬詰氏の如き豪傑が當時幾多の困難を排擠し千金の資を投じて遠大の國利を計り百敗挫けず遂に其偉業を成就して而して今や其名聲輶晦事蹟湮沒を見て轉た慘然の感なき能はざるなり

◎春日運慶の佛像

春日運慶は奈良一流の佛師にして法橋定朝五代の裔なり後鳥羽天皇の建久の頃榮は嘗て藤原基衡の依頼に應じ陸中毛越寺の佛像を彫みし事吾妻鏡に見へ人口に膾炙す近來寶物取調局の創立以來南都平安の諸舊京に於て往々其遺物を檢出し製作雄健尤も絶作と稱す

當國に在て其作物の存する所は第一高岡郡清瀧寺第二長岡郡十市峯寺第三五台山文珠院是なり清瀧寺に日光月光二菩薩十二神將の像あり端

嚴美麗にして自ら十分の慈悲相を現せし金碧燦爛古色極めて貴し峯寺文珠院は共に仁王力士の像にして空拳を奮ふて金剛力を振ひ出す様又壯絶とす唯た文珠院近年樓門破損し該像の如き本堂の椽上に放擲し風泐雨蝕行く／＼磨滅に歸せんとす是れ惜む可し晚近本邦古代美術稍復興の兆候あり是時に方て古物の保存を計る敢て無益にあらざらんや運慶の遺物等意匠高雅神韻雄宏「グーリス」「イタリー」の伎藝と相馳騁して其巧を譲らざると評せらるゝものをや我輩は文珠院の佛像の如き少しく寺僧の注意其保存を計り百年の後一國寶物の磨滅始めて噬臍の悔なからんを望むなり

◎理學者細川頼直

凡そ南國に在て學理者を問はゞ人皆讚岐の平賀源内を推す而も源内は狂恣の一奇癖者僅かに火浣布を發明し電氣を知り神靈矢口渡を作りて

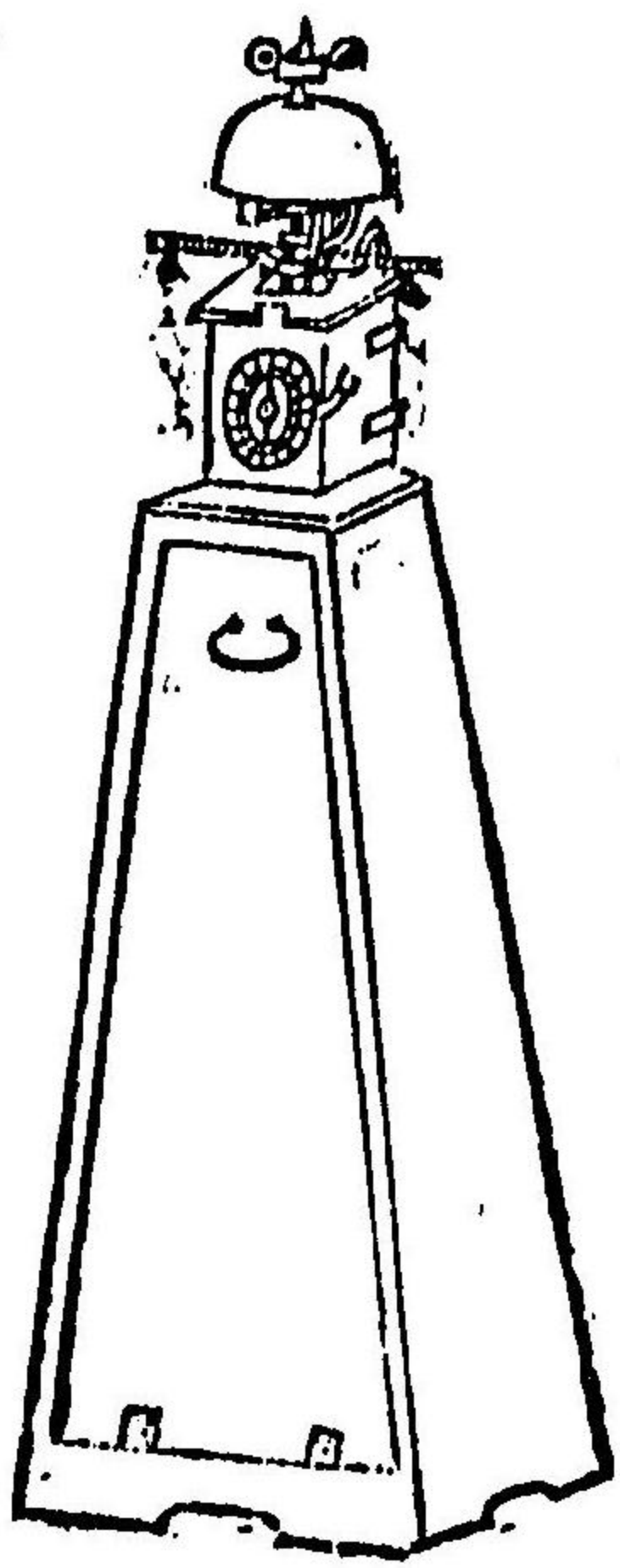
一世を愚弄するに過ぎず其爲す所世に施すなく終年落魄不遇にして死す是れ素より齒牙に掛くるに足らざるなり獨り當國の學者に細川頼直なる者あり學識富瞻機才俊偉にして器械工藝の技に長し其發明計畫する處着々世用を益し不朽の譽を立つ是れ實に千古に傳ふるに足るあり

頼直通稱は半藏萬象と號す細川武藏守頼之の裔なり曾祖某郷士となり長岡郡西野地村に住し子孫其職を繼ぐ頼直に至り其職を他人に譲り處士となる性算學に精しく特に天文器械に達す寛政の初將に江戸に赴かんとするや途、村橋を過き司馬相如が故事を憶ひ橋に題して曰く不_三一揭_三名于天下_二不_三復過_三此橋_一と

已にして江戸に至り益天文器械の學を修め名聲大に現はる寛政六年幕府改曆の擧あり山路才助之が宰たり諸國に募りて其技を善くする者五

人を選び之を佐けしむ頼直其一たり其作る所の曆說後世水く淺草頼曆所に用ひらる全八年病で江戸に歿す

頼直天資機慧意匠に富み發明する器械枚擧に勝へず就中重力磁力彈力等の理を應用して茶汲人形、五段返、連理返、龍門瀑、數管兒童、搖盃、鬪鷄、魚釣人形、品玉人形等の戲具を作る極て奇觀とす其他搖錘の理に基て種々の時器を工夫し柳時計、尺時計、枕時計、掛時計等の數種を経營す又或時藩主の爲め鶏鳴時計を作る其構造時計箱の上鶏を設け時至れば自ら鳴くと云ふ今參考の爲め其機時計の圖を摸す器械の圖は到底煩多にして全載す可からざれば之を略す



現今松野尾章行氏一個の機時計を藏す構造此品に全し未だ其製作の年

代を聞かざるも益し頼直の徒の作なるか聊か参考の爲め之を付記す抑我土佐國の古來尙武の氣風盛に人々撲楸の學に長し器械工藝の技に至りては所謂玩物喪志として殆ど夢視せざる處而して今其人を得る又我意を強ふするに足る況んや其學碎微其技入神意匠の經營する所後世に傳へて不朽に垂る可き者をや嗚呼日月己に出づ燭火の光り亦難し時雨己に降る浸灌是れ勞のみ海南の理學世界一度び細川頼直の名を出すに至らば平賀源内の如きは恐くは逡巡退避三舍を避け走り且つ僵れんのみ

◎海上發見の企

樋口關太夫は初代國主山内一豊公時代の船奉行なり慶長入國の際上國にて召抱へられ知行三百石を食む性質勇悍にして事を爲す敢爲往々大胆の行を爲して人の意表に出づ嘗て公に請ふて曰く浦戸より南大海を

望むに晴天には白雲雨を催す時は雨雲立つ蓋し雲の地氣の蒸騰するものなりといへば浦戸より東西の沖には島又大地の續地ある可し其雲氣の狀を察するに決して東紀州西九州より鑿鑿する如きの姿にわらず臣己に此職に任す宜しく海上の事は搜索其極まりを盡して己まん因て船一艘水夫二十人糧百日分を準備して南海上五百五十里を限り航海を試みんと公も亦其言の一理あるを知ると雖ども事頗る冒險に出づるを以て遂に制止して之を許さざりしと云ふ

嗚呼是時に方て若し試に關太夫をして其請に任せて海に浮ばしめんか其發見の方向は「ロソン」か「ポルチオ」か孰れの地に向ふを知らずと雖ども瘴煙瀉雨椰子青く芭蕉綠なる南洋島を巡見し土民を撫育して王化を展へ山田長政濱田彌兵衛の二の舞を演じ我海南男子の歴史に一大快絶の時期を作りしも知る可からず不幸にして大平偃武の世に當り有爲

の企圖も空しく施すに所なくして己む惜ひ哉我近る南洋航海の盛なるに方て其傳を讀み事遂けずと雖も其意氣の壯なるに感じ乃ち其傳を記して全感の人に告ぐといふ

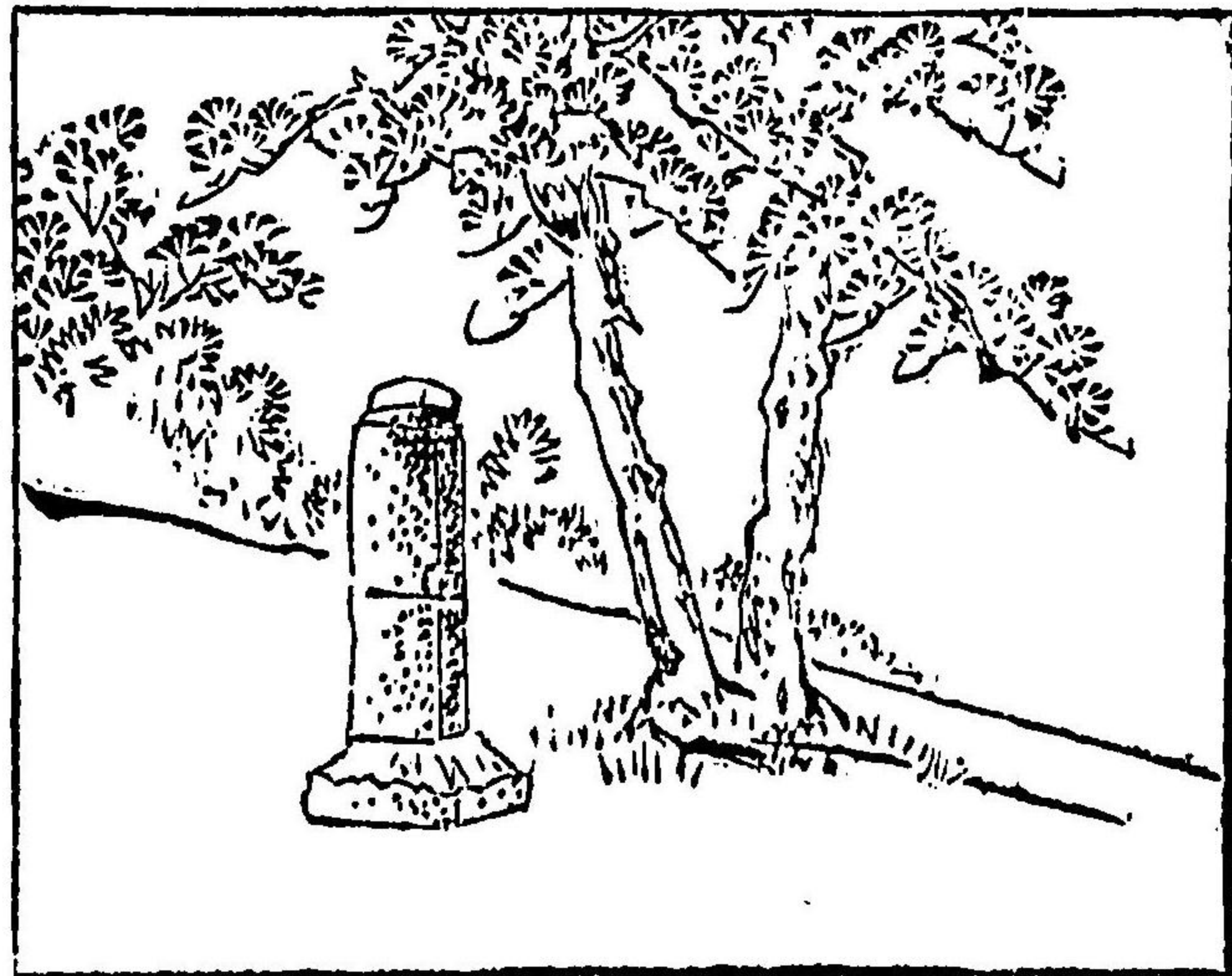
◎長曾我部信親墓

天正十四年長曾我部信親讃岐の國主仙石秀久と豊臣秀吉の命を奉し薩摩島津氏を討つや其年十一月豊後に着す是時に方て島津義久豊后大友氏の將利光宗匠を鶴ヶ城に圍む宗匠戰死して城未だ陥らざる也秀久等因て急に之を救げんとす信親の父元親軍を監して陣中にあり之を止む秀久聽かず十二月八日遂に進て戸次川山崎に陣す義久乃ち鶴ヶ城の圍を解て戸次川を渡て岡山に陣す兩軍相持して未だ戰わす十二日秀久又川を渡らんとす元親伏を慮て之を制す可かず乃ち之を渡る未だ半ならずして果して伏起る秀久狼狽我軍遂に敗る元親父子利光山下に健闘し

て敵を却く數回而して大軍遂に支ふ可からず信親戰死し裨將四十餘人衆兵七百人皆共に死す我軍大敗す元親逃れて伊豫日振島に達し谷忠兵衛忠澄等を遣はして信親の屍を島津氏に請はしむ義久乃使を付して元親を吊す忠澄等計りて信親の屍を火化して歸る因て之を高野山に葬り同時戰死の士七百餘人の大卒都婆を建て永く之を吊ふと云ふ信新己に死するや豊後の人又其死を憐み墓を戰場の傍に建つ元親更に其位牌を戸次の莊佐柳村願行寺に付し香火の供を給し永く其菩提を吊す土佐物語と案するに信親死する時年二十二戰敗るの後薩將新納武藏守其佩刀甲冑を返す之を見るに刀刃全部缺卷殆ど完處なし而して甲冑は矢玉刀槍の痕縦横交叉し鎧袖草摺の如き又爲めに斷絶して遺す所なし元親之を見て慟哭絶て僅かに蘇す一軍皆爲めに涙を掩ふと云ふ

前の大分縣知事西村亮吉氏は土佐の人なり近る長曾我部氏其祀を絶つ

已に久しく信親の墳墓荒廢を痛み
 在豊土佐人を募りて新に一個の大
 紀念碑を建て自ら銘文を撰して其
 詳傳を記し且つ當時戰死者七百餘
 人の姓名も併せて之を鐫し大書深
 刻千載の下我海南男兒壯烈の事蹟
 を傳へんと欲す有志贊助成る將に
 近きにあり又縣人の素望の學と謂
 ふ可し」今信親の墓は戸次川上當
 年古戰場なる中津留川原の東岸利
 光村山上にあり峰形伏鉢形をなし
 連山の西端に聳ゆ頂上古松二三株



蔚然翠色を垂れ其下一箇の斷碑屹立して文字磨蝕讀む可からず高五尺
 前幅一尺三寸横幅一尺あり蓮花狀の臺石上に安置せり

嗚呼當時千軍万馬の奔突馳騁し旌旗劔戈の披靡戛撃する處今や殘山剩
 水風雨永く荒れ乱松稷々の聲河聲の澎湃に激して録々然たり盛衰は古
 今の常素とより怪むに足らずと雖も誰か眼に史を讀み胸に懷古の感を
 横ふもの是に至て悵然馬を下て低徊の感なからんや況んや身全郷の人
 にして骨を異域の山川に暴し魂魄永く望郷の鬼となり竿々乎として吊
 ふに人無きものをや如何ぞ一片の燒香其雄魂を吊ふの感なからんとす
 るも得ん哉噫万世之下一片石留無數英雄淚痕と云ふもの獨り湊川七字
 の碑のみならざるなり今前年西遊途次之を過ぎり其墓景を寫せり今因
 て之を付記して縣内秦氏の史を讀で未だ戸次の地を踏まざる人に示す
 とす

◎國府の遺跡◎

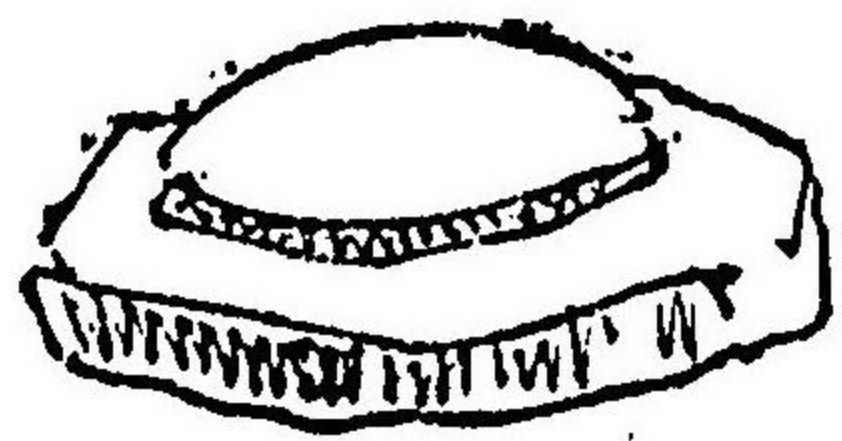
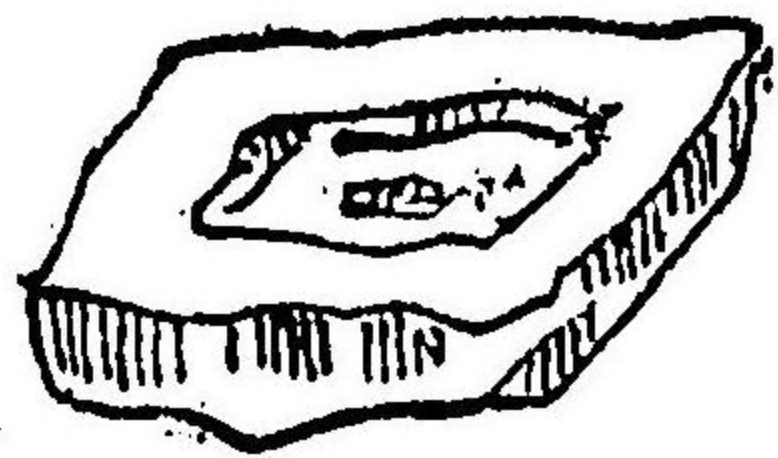
國府の遺跡は長岡郡比江村に在り里俗内裏の田と稱す源順の和名抄に土佐國府長岡郡云々紀貫之の土佐日記に住む館より出で、船に乗る可き所へ渡るといへるもの即是なり往時近傍目瓦多く出で因て又瓦畑ともいへり或は偶菊紋瓦を獲る事あり 遺跡の石は、天明年間尾池春水石を其跡に建て藩主山内豐蔭公の篆額權大納言日野資枝卿の和歌正二位清原宣條卿の銘辭を鐫して題して紀子舊蹟碑と曰ふ今現存す

遺跡の東二町碗豆畑の中一、大礎石あり石質砂岩にして長九尺六寸巾六尺四寸餘柱穴徑二尺六寸餘其中小穴徑四寸深三寸餘あり昔は此の如き礎石夥多ありしを後世河道浚渫の時用ひて之を盡せりと云ふ國分寺本堂境内秋葉山小祠の臺石にも亦柱穴あるものあり蓋し全時の品ならん

谷秦山翁の土佐遺語に蓋府館遺礎之寸與大宰府所遺大礎一同實奇石也と見ゆ邦人は是を以て稍もすれば該礎石の大宰府礎石と全形なりと想へるものありされど宰府の礎石は 國府礎石 大宰府礎石 柱受の處左圖の如く凸起し形狀全然反對なり

但し其頂上凸起圓型の徑二尺五六寸に及ぶは極て普通にして故に秦山翁も卒然其寸法丈けの相似寄れるを奇として之を擧げしのみ必ず形狀の全品と云ひしにあらざるなり今は國內誤信の人多ければ一言之を發すと云ふ

◎尊良親王の御歌◎



正慶の昔後醍醐天皇變遷の際に方て皇子一宮尊良親王土佐に遷され幡多郡入野郷に假居し給ふや嘗て杜鵑の啼を聞て京師を追懐し

鳴けば聞く聞けば都の戀しきに此里過ぎよ山杜鵑

どの一首の歌を詠まれしに是より不思議にも幡多郡には杜鵑の音を絶てりとは古來國人の口碑に假存する談にして楠瀬大枝の本柏葉にも爲めに

幡多の入野の山杜鵑和歌の奇特て音を絶つた

どの一首の繪島歌を收めたる程なりき

然るに加茂季鷹の富士日記に曰く

甲斐國に増福山興國寺と云ふ寺ありそは後陽成帝の八宮良純親王事ありてさすらひの時十二年おわしまして

鳴ば聞く聞けば都の戀しきに此里過ぎよ山杜鵑

と讀み玉ひし所にて其より此里には子規鳴かずといひ傳へたるどなるん云々

全一の談柄彼と是と孰れを以て本とし孰を以て末とするを知らず抑も土佐の國は昔より口碑の流行眞偽混交し故事舊聞の錯誤顛倒其實を失へる者極めて多し筑前の國に朝倉宮ありといへば土佐郡にも朝倉宮あり播州に皿屋敷ありといへば幡多郡にも皿屋敷あり其他横倉山の安徳帝陵半山の兒島高德墓等の如き奇説横出枚擧にたへず今此和歌の如きも恐くは其一類歟非歟記して識者の判定をまつ

因に記す一宮尊良親王の當國御遷御の時讀まれし和歌其太平記に載する者は流布極めて廣さも其否らざる者多く傳はらず今新葉集雜歌の中左の一御咏あり之を抄出す

土佐の國にて百首歌讀みける中に曉を

鳥の音の驚かさずば夜とよもに思ひ様なる夢も見てまじ

◎黒米の飯◎

上古の飯米は後世と同じく白米ならんとは普通今人の考ふる所なるも其○實○古○人○は○常○に○黒○米○を○食○し○白○米○の○飯○料○は○無○下○に○近○代○に○始○ま○る○は○案○外○の○事○と○謂○ふ○可○し○仁○德○帝○浪○速○朝○廷○の○頃○茨○田○春○米○部○を○定○め○弘○仁○貞○觀○格○式○の○書○に○白○米○黒○米○の○字○見○ゆる○等○は○い○と○古○し○降○て○戰○國○の○世○に○至○り○天○下○干○戈○に○勞○れ○て○田○園○盡○く○荒○れ○五○穀○欠○乏○民○皆○草○根○を○喰○ふ○是○時○に○方○り○て○猶○何○ぞ○白○米○を○夢○視○せん○哉○混○合○記○に○南○北○朝○永○享○八○年○の○頃○宗○良○親○王○の○孫○良○王○尾○張○に○て○半○白○米○を○食○し○草○苳○鎌○に○加○藤○清○正○が○土○掟○の○一○條○に○黒○米○を○食○す○可○し○と○記○し○あ○る○如○き○時○態○の○一○班○を○察○す○可○し○而○し○て○上○古○の○黒○米○を○喫○す○る○は○今○日○の○粥○質○の○熱○飯○に○あ○ら○で○甑○蒸○の○強○飯○な○る○は○常○時○の○談○書○に○其○徴○あ○る○の○み○な○ら○ず○今○日○田○舎○の○祭○禮○吉○凶○の○儀○式○に○生○米○蒸○飯○赤○飯○を○用○ゆる○其○古○風○な○る○よ○と○人○の

知る處なり

土佐國に在りては黒米の食用は何時迄流行せしや知られずといへども

入江正雄の詒謀記事に曰く

久○万○兵○庫○夫○婦○連○に○て○年○初○の○禮○に○元○親○君○の○豊○岡○の○城○へ○出○仕○し○ける○に○年○玉○に○兵○庫○内○儀○春○米○五○升○行○器○に○入○れ○持○た○れ○ける○に○元○親○君○云○く○其○米○を○手○に○入○て○御○覽○な○さ○れ○さ○だ○と○云○ふ○婦○人○に○被○仰○る○よ○は○此○米○は○粃○が○な○く○て○よ○き○程○に○之○を○飯○に○焚○さ○て○互○に○祝○ふ○可○き○程○に○と○仰○せ○ら○れ○し○と○な○り○古○風○な○り○と○泰○山○翁○物○語○に○て○あ○り○し○云○々

元親は一國の大守兵庫は部下の重臣當時の權力を以てす何を求めて得ざらん而して元旦の進物白米を用ひて賞視八珍に比す爾時貴賤上下押なべて風俗質素の様想ふべし元親豊岡の在城は天正十六年前なれば是は大方三百年前の事なり知る可し長曾我部時代には土佐國猶は白米食

用の法權費にさへ普からざりしを況んや卑賤に於てをや

山内侯以後に在りては慶長十七年閏十月廿二日二代藩主忠義公御掟書に諸職人賃金物價を定むるに粃を以てする事あり譬へば

一屋大工上に付粃一斗中八升下六升

一酒の價の事八月より三月迄新酒一升到付

上々吉粃四升 大粃にては四升八合

是を以て考れば當時白米使用の法は猶ほ未だ一般に行はれざりし者の如し蓋し戰國の際は軍用貯蓄の爲米粟は重もに生粃の儘轉輸したれば自然家々の買入にも粃付の儘之を用ひたる故も之あらん然も室町日記を讀めば文錄征韓の役には人々已に白米を食慣れたる者ありて韓地にても地回を作り樹木を伐りて杵とて之を舂きたりし程なりといへば上國には其風行はれ山内侯入國の頃よりは次第に國中に其風を移せしや

論なかる可し

◎岡村十兵衛事蹟の誤傳

安藝郡羽根浦の海濱一帯の松林青蔚として翠色滴らんとして其下明沙皎潔雪よりも白き處一箇自然石の大礫路旁に屹立し所謂路畔古墳拂無塵香火の烟縷々として日夕蜚烟と和して絶ぬざるものは何人の碑なりやと問へば漁童牧豎も其岡村十兵衛の碑たるを知らざるなし

傳へ云ふ十兵衛は素と羽根浦の吏人なり貞享年間村に饑饉あり官倉を發て之を賑はさんとす浦本府を距る往返數日程命を待つに迫あらず乃ち私に之を發き自刃して死すと嗚呼古より僻村寒郷の小吏収歛食欲を事とし官威を憑藉して私利を營する者滔々皆是なり獨り十兵衛屹然流俗の表に立て身を殺して仁をなし生を捨て義を取る其俠氣凛然千載の下薄夫を教に貪夫を廉ならしむ又曠世の偉男子と謂ふべし

然りと雖又翻て其事蹟を考るに頗る一二の怪訝す可き者あり何となれば凡そ飢饉の來る洪水地震の卒爾に來る如きにあらず其來る必ず漸あり語を易へて之を言へば洪水地震は昨日迄平和の地にも突如として發するを得るも飢饉は累年若くは累月若くは累日天地災變の打續きたる後にあらざれば發せざるものとす故に其救恤の手段に至りても前者の一時に切迫し殆んど瞬息の猶豫をなすを得ざる事あるも後者は漸次に近接して善後の策綽然餘地あるものとす而して今岡村氏羽根浦に更たる數年自殺の前數日迄は飢饉の行はれたるも漠然解せざる者の如く俄かに一二日の間に至り數百人が忽然餓死に逼り往復急行二日に足るべき官命を待つゝの逼なく漫りに官物を私頒するの已むを得ざるに出でたりとは少しく理に於て解し難き事とす余之を疑ふ事久しく頃る土左古實を搜索する際

天和三年羽根浦八幡宮鳥居寄進奉加貼、

貞享六年羽根浦莊屋等の岡村氏遺家取立願、

弘化四年十月羽根浦分一役村松彦藏筆記養徳公御巡覽の節取扱事件覺、

弘化四年岡村武作十兵衛と全姓の義に付き差出書、

等の諸書を見て精しく其事蹟を推究するに果して世人の傳誦する所と頗る相違の事實を發見せり岡村氏の事蹟縣下に流傳する此の如く而して其誤を傳ふる彼が如きは洵に一大遺憾の事と謂ふ可し

抑も岡村十兵衛が羽根浦分一役となりしは天和元年にして是より先き延寶年度より連年凶荒相續き海には魚漁の利を失ひ陸には禾穀の収を損し商況萎微浦民飢渴に瀕す官之を憐み倉米を廉賣して其難を救ふも窮困益加はり能く之を償ふなし延寶八年に至り遂に此の如く積集せる

買掛り米七百四十餘石に及び是に至り十兵衛赴任するに及び尋常の手
 段能く其大債を償却す可からざるを思ひ遂に願ふて所謂御山拂下をな
 し郡内里見山内証留の松林を剪伐し天和三年六月朔日より全三年四月
 に及び松材五万五千三百六十二本全株木十八万四千三百十二束を得
 之を鬻て銀八十七貫六百八十四匁七分余を獲たり因て其中雜費を減じ
 純益銀四十二貫三百九十一匁七分を以て一時流用其債を償ふ浦民感泣
 額手相慶して始て蘇生の思をなせり

然るに翌々貞享元年に及び不漁不作猶相續き所謂一般の不景氣逼迫又
 敷ふ可からざるに至り浦民の窮乏益甚し十兵衛乃ち官に請ふて分一役
 管する所の倉庫を發き之を賑はさんとす官議遷延久して報なし十兵衛
 自ら以て謂らく我牧民の官となり今其窮を見て救はず是れ何ぞ牧民の
 官に取らんやと乃ち私に其倉米を出して之を飢民に賑はし自訴し其罪

を待つ之を久して官又何の措置なし十兵衛是より快々として樂まず全
 年七月十九日遂に自刃して歿す年五十七村民慟哭之を尾僧村八幡宮の
 旁に葬り朝夕奠祭懈らず時に全村の莊屋左近衛門全年寄喜衛門尾僧村
 年寄伊左衛門等違署して官に請ひ其遺家繼續を請ふ官許さず是に於て
 岡村氏の家名遂に絶斷せり

當時庄屋等の遺家取立差出書に左の文わり曰く

十兵衛殿御懐中私共へ被仰開候は此度重御阿被仰付候段不調法の義
 にて奉恐入候得共朝夕及餓死候輩數多乍見及御藏米積置候て安閑と
 番仕候ては拙者當浦に相詰候甲斐無之實に目前人命を失候事見受候
 ては片時も難忍仍て拙者一命に替候て取計候事故再び交代の處存毛
 頭無之且一己の存分不相立心外千万の段再三御噂も有之候處右之段
 何分思召被詰候や去る十九日の夜於御役所御切腹御果被成候一件云

々

是によれば十兵衛官倉私發の後自首して罪を待つに唯だ叱責を受けたるのみにて嚴重の所分は未だ何とも定まらず尤も文中交代の所存毛頭無之しとあれば當時は是式の懲戒には官を轉任せしめたるにや兎も角も飽く迄藩議因循にして非常の際に方りて其牧民の任を盡せる衷情を酌量せず枉て刀筆の吏をして其文墨を弄せしむるに至るを慨し憂憤恨して遂に自殺せるものなり十兵衛の志も是に至り亦憐む可しと謂ふべし矣而して世の口碑に傳ふる所頗る事の咄嗟に起りたる如く稱し輕舉粗行匹夫の所爲を以て之を擬す十兵衛をして知らしめば地下に泣く可し

◎花臺

毎年秋季新穀已に刈り盛して家々の白酒黄醪漸く熟する頃産土諸神の

祭禮至る市人花臺を設け其盛觀を競ふ奢侈の風俗事に益なしと雖も吾人は竊かに之を以て太平の氣象洋々田舎に溢るゝの徴となす

今其沿革を尋ぬるに抑も當國の花臺は初め笠鉾或は段地理と稱し後今名に改む而して花臺の稱號は當國に限るとするも他國ハ普通に段地理或は山車の名を以て行はれり混合記に云ふ永享八年の頃南朝の皇子尹良親王の御子良王尾張津島に隠る時臺尻大隅守なる者良王を害せん事を企つ津島の神人之を知り船祭を行ひ花鉾を飾れる屋形船を出し臺尻を給き誘ふて之を殺し臺尻討つたと雖したる事ありと後世考証家一般に此古事を以て段地理は臺尻の轉訛となす花鉾構造は河内國古市譽田八幡社より始まると云ふも其初は所謂臺付の儀矛類にして後母の花鉾形山車の類は大方此津島祭より始まる現に譽田社にても花鉾を段地理と稱するは其一証なり京の祇園は有名なる山鉾あるも是又昔は山鉾の

解め銚大舍人の笠鷲銚所々の跳銚などと稱し臺付の花銚車付の跳臺類にて其壯觀となりしは後世の事なり關東九州に流行する段地理皆然り山車は段地理の轉語か固より後世の命名にして而して花臺の如きは其義明白又贅言を要せざるべし

當國笠銚段地理の模範は九州の山車にて所謂津島祇園若くは山王の山車にあらざる其始めは万治元年高見茂兵衛櫃屋道清仁尾久太夫等買物御用として肥前長崎に赴き彼地の花銚を見て還り櫃屋仁尾の二家に之を模作せるに始まる蓋し九州の中にも長崎別して博多等は花銚の名地なれば沿道或は經過の便其壯麗を目撃せしならん而して長崎博多の花銚は所謂津島祇園の流傳なれば當國の笠銚段地理も原く所は遂に一定なるものなり

桂井素庵が幼時の日記寛文四年の祭に朝倉神社の祭りに始めて笠銚の

出たる記あり其文に曰く

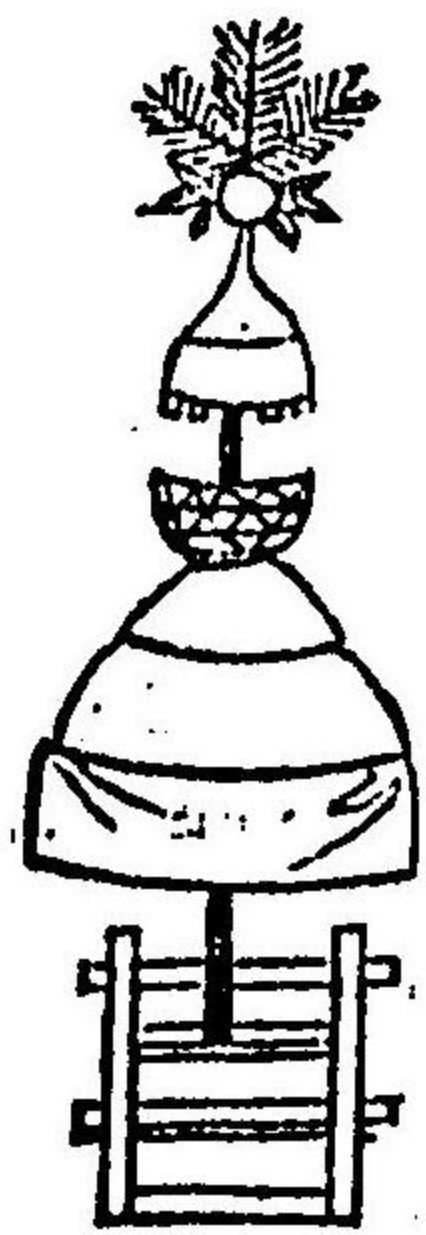
仁尾久太夫櫃屋太右衛門二人より笠銚出るなり八月十八日に早々朝より町を出で朝倉へ行申なり云々朝日の出廻りに櫃屋の笠銚來るなり云々貴賤群集賞めぬ者はなかりけるかゝる所に久太夫笠銚來るを見て云々又久太夫笠銚は二重なり云々

其付載の圖左の如し(右仁尾、左櫃屋笠銚)

知るべし最初の笠銚は質素簡單所謂臺付の儀銚の類にして後世の臺笠は幽に其名殘を存せるものなるを

是より凡そ三十餘年を経て元祿年度に至り始めて段地理あり時に大平日久しく風俗奢侈に流れ神興行幸の時新奇の裝束をなし金銀の箔等を用ひ壯麗を競ふ者多かりしかば命じて之を禁じ一に古式に従はしむ全十三年五代國主豊房公封を襲くや大に比島神明宮等の祭りを興す是に

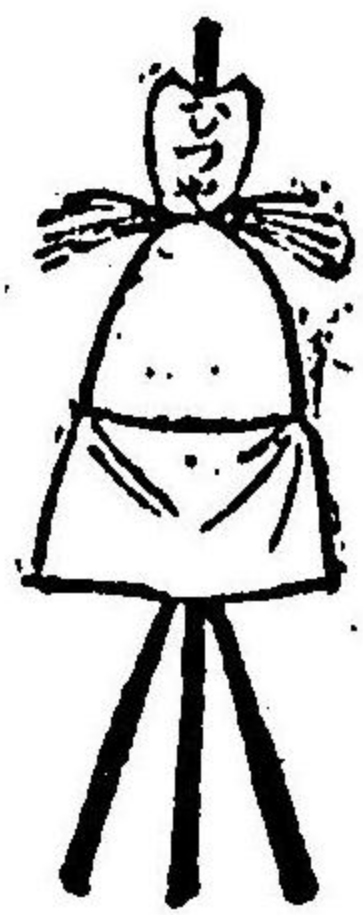
於て又市中より始めて段地理を出す其形今の花臺の如き者に車を仕掛
 け其上にて踊をなす山田橋より比島
 神明宮迄大道の左右盡く棧敷を掛け
 連ね見物雲集繁華の有様目を驚かせ
 りと云ふ谷泰山翁の文に



綺羅輝天壯觀動地魚龍曼衍角觥

幻戲不可勝數錦繡羅綾買盡而

不足至馳人購求於伊豫國一凡



前後數句講技講度國中士女如狂前代未聞之奇觀云々

といへるも此時なり湖江天滿宮尾戸權現御城八幡等の笠鉾段地理も大
 抵亦此前後より始まる

然るに翌元祿十四年奢侈益長し舊來の定書を破り種々の新奇を競ふ風

起るより神明宮の祭は市中圍取を以て祭品を半分減じ之を執行す全
 十五年の祭城下市中の躍歌流行し繁華殷賑未曾有の盛況なり

已にして寶永元年八月に至り國中打續き疲弊の餘下民困窮不景氣を重
 ねるを以て其十六日祭禮省畧の令を發し尋で十八日屋台段地理を禁じ
 神前の踊神供徒踊は故の如きを許す然るに其後又年を経るに従ひ徒踊
 長じ衣類華美を盡くし見物人の中より乞に任せて踊場に板を敷き日覆
 を設け種々の嗜好を生ずるより享保九年八月再び之を禁止し且つ神供
 の襪絹布着用を許さず是に於て元祿以來流行の段地理踊台も一時中絶
 の姿となる

然るに翌享保十年八月石立村八幡宮祭禮に立願神供の兒童群衆の中徒
 行するの危きを以て板臺に載せ供させ度きよし西町三町組頭より願立
 て之を許さる是れ後世練子並花臺の濫觴なり

其後二十七八年を経、寶曆元年八月立石祭禮に水通町より花鉢四つ一鉢に付囃子二三人鉦大鼓を載せ神供し度旨願出て許さる又是元祿以後に在りて花鉢再興の魁なり而して練子といへるものは延享より文政年度の間或は鎧を着け或は牡丹笠を冠ふり常に神輿の先供をなせしが後世は各町の便宜習慣により或は舊の如く神供をなす者あれば或は囃子兼帯にて花臺の鉦打をなすに至れり

安永天明の頃よりは城下一般に祭禮盛大に赴き諸社の神祭花臺華美を飾り町々特風の囃し節を作り中にも八百屋町には武市甚七の工夫にて久米仙人の像を作り之を臺上に飾りたるより大に喝采を博し追々人形盛となり種々新奇を競ひ始の程は古雅なる謠物の類を作りしが後世に至りては芝居院本の態を寫し意匠絶妙にして奇擗駭絶觀者の目を驚かす壯觀を極むるに至れり

明治以後に至りては年度の盛衰により多少の浮沈ありと雖も要するに其趣向仕組の宏大新奇に趨くは争ふ可からざる事實にして是亦日新時代の自然影響と評す可し蓋し花臺は一種異様の美術品にして黄金を陸奥の花、火事を江戸の花、と呼ぶ可くんば余は是を以て土佐の花と稱せん

余は又後年永く此樂む可き美術品を貽し世の進歩に従ふて適宜の改良を施し獨り庶民歡樂の資のみならず併せて風教維持の善果を収め所謂快樂と利益と相待て一舉双得の計畫あらんを望む若其意匠經營より屋臺造構まで僅々に一晝夜の間を費し咄嗟にして成り忽にして朱簷紅軒閃き忽にして青山枯木聳へ忽にして珠籠玉燈輝き忽にして錦障紅扉光り或は美人の別を惜み或は孝子の仇を復し或は忠臣の冤を吞み或は烈婦の節に死し其他盜賊姦猾妓婦治郎の擊刺暗闘戲娼遊蕩等千異万種

の驚く可き喜ぶ可き光景一時摸寫して眞に逼り其迅速敏捷人をして大
 閩州股城の普請も三舎を避くるの思わらしむるに至りては猶是れ所謂
 太閤の早速的の伎倆自ら土佐男兒の獨得意氣なるべし呵々

◎細川氏守護代

足利氏の時代四國は細川氏の采領となり従つて土佐國の如きは亦其守
 護代の配下に歸せり當時守護代の來國するもの常に香美郡田村に在城
 し數代百餘年の間其權力を奮ひたり蓋し細川氏の守護代は王朝國司以
 來土佐國統一の始にして他日一條氏の下國長曾氏の勃興皆其端緒を是
 に胚胎せざるなし

抑も細川氏は清和源氏の系流にして同時に在ては新田、山名、足利、
 畠山、斯波、後世に在ては徳川の諸族と甲乙を分たざる門地を有し八
 幡太郎義家より六代の裔義季に至り三河國細川の庄に居り始めて細川

氏を稱す建武二年足利尊氏反するや新田氏は官軍に歸し山名畠山斯波
 三氏は足利氏に歸す義季の曾孫頼春亦久しく東國に居り足利氏に厚さ
 を以て固より之に投ず延元二年尊氏京師に光明帝を擁立し天下兩分す
 るに及び頼春南海を抄畧して頼りに之を徇ふ北朝曆應より文和に至る
 間（南朝興國正平）伊豫の官軍土居、得能、新田の諸族と戦ひ互に成
 敗あり當時土佐國は後醍醐帝第七の皇子花園宮滿良親王下國し大高坂
 松王丸新田綿打等之を奉して大高坂城に籠り細川黨と戦ひ曆應元年よ
 り三年に至り亡ぶ是より細川氏の勢益南海に盛に新田義貞の弟脇屋義
 助等伊豫に在り頼りに之を固守すと雖も連戦連敗志を得ずして歿す
 然るに頼春亦た未だ四國を全定するに及ばずして觀應三年（南朝正平
 七年）京都東寺に戦死す尊氏其死に臨み言はんと欲するところを問ふ
 頼春曰く唯だ妄念とするところの者は伊豫の國のみと尊氏之を諾す貞

治二年義詮頼春の子頼之を伊豫の守護とし之を賜ふ頼之大兵を發して之を伐ち豪族河野氏を鎮西に逐ふ全六年義詮歿し義滿襲く年幼を以て頼之を管領となし政を佐けしむ康暦元年（南朝天授五年）頼之管領を辭し讃豫阿土の守護となり之に赴く居ること十二年明徳元年中國に返り明年京師に入り又明年歿す蓋し四國は細川氏南北朝分裂以來足利氏より攻略地として賦與せられたるものゝ如く頼春一代の間も中原の戦は却て交渉することなく主として南海の争に従事せり頼之父の遺功を以て伊豫を賜り一時管領の榮職となれるも猶は之を辭し四國の綏撫に専事せるは又父祖の遺封を全ふるの志なるべし他日頼之の裔持之、勝元、政元、澄元、高國、晴元、等六代數十年間足利氏の管領となり畠山斯波山名赤松一色の諸族と顔顔して其權を争ふは將軍家瓦解諸侯強大の致す所と雖ども又頼春父子が四國を戡定し其根柢を養ふの素あり

るによらずんばあらざるなり
 頼之弟あり頼元と曰ふ三河入道頼圓と號す其子を頼益とす即ち土佐國守護代の始なり蓋し細川氏四國を守護す根柢を伊豫に置き宗族をして分て土佐に臨ましむ乃ち地を香美郡田村に相して之に居る實に康暦年間頼之再び四國に下るの時なり今其歴代略表を作る左の如し

代	職名	俗名	官号	歿年	壽	法号	諡
一代	守護	頼益彦三郎	遠江少輔	應永十五年十月廿四日	四〇	常陸	桂昌院
二代	守護	滿益三郎	遠江少輔	正長二年七月十四日	三八	常復	惠雲院
三代	守護	持益彦五郎	遠江少輔	應仁元年十二月七日	五四	常珍	觀音院
四代	守護	勝益三郎	遠江少輔	文龜二年六月四日		常院	

細川氏は頼之の康暦元年四國を領してより守護代を置て土佐を管する四代百二十三年而も應仁亂後より海内の動搖遂に鎮まらず土佐の國も亦群雄東西に蜂起し其大なるもの安藝氏山田氏長曾我部氏本山氏津野氏吉良氏太平氏等所謂七人衆又自ら七守護と呼ぶ者前後相踵て異り細川氏の權力是より衰へ持益以下二氏唯だ虚名を擁するのみ彼の長岡郡大津の城主天竺花氏は實に細川氏の猛將なりしも文明の亂丹波に戰死し二代花氏之に襲ぎ幾ばなく一條公來國の頃津野之高に滅ぼされ守護代の勢威も益衰ふ文明十二年一條房家卿七守護に推されて土佐國司となるや細川氏守護代は殆ど是より名實を失ふと謂ふ可し實に傳ふ初代守護代頼益は弓馬の家に生ると雖も文字を好み和歌を吟じ風流の閑あり其拾續古今集に見ゆる歌に曰く

體に出でゝ通とまでは見へずとも招く尾花の袖とだに知れ、飛鳥井

雅世卿の撰するところと云ふ

四代守護代勝益佛を好み寶徳年間京師に在り下總國正中山法華經寺第六祖日隨上人の弟子日祝の説法を聞き之に歸依し其法を受け遂に京師に頂妙寺を建つ後文龜元年土佐に下り又日祝を開山とし香美郡田村に桂昌院を建て曾祖父頼益を吊ふ尊て祖父滿益の爲め十王堂惠雲寺を父持益の爲め觀音寺を建つ日祝功を以て大僧都法印となる永正十年歿す其遺草に曰く

細川典厩源公它。庭花盛開。俗所謂信濃櫻也。一日偶倍席。公就求

時。聊呈小絶。

主人胸宇浩無涯。四海九州春一家。庭下白櫻千樹雪。洛陽坐見信陽花。是れ勝益在京の時招きて吟せしむるもの之勝益亦父祖の流を繼ぎ和歌の才あり延徳三年清岩三十三年の供養の日に日祝をして題目を書せし

め自ら和歌を添ふ曰く

夢の世に卅三年と廻る迄在て跡訪ふ我を嬉しき

桂昌惠雲觀音の諸寺は勝益死後或は合併或は退轉し日祝以下六代を経て日證の代に至り長曾我部氏浦戸に城替の時長岡那種崎村に遷り今の頂本寺となり尋て山内公入國の時頂本寺を遺して高知に移り再び桂昌寺と號す後桂昌の字徳川將軍の母氏桂昌院の諱に觸るゝを以て改めて大乘寺と稱す貞享四年火災にかゝり明年城南、潮江村に移る正徳三年故あり大乘寺の舊號を改め天高山妙國寺と號す即ち今の鹽屋崎妙國寺あり田村桂昌寺の舊寺は又桂昌の名諱に觸るゝ時より細川勝益の二字を切り細勝寺と號し今尙は存續し勝益等の木牌を存すと云ふ勝益又數子あり長を政益と曰ふ三郎と稱す二を國益と曰ふ中務少輔と稱す三を益氏と曰ふ治三郎と稱す益氏土佐に居る天正元年十月廿四日

七十一才にして歿す子氏實角田彦三郎と稱す天正十四年豊後戸次の役戦死す年四十一二子あり長を氏家と曰ふ角田彦三郎と稱す片山郷に居る次を氏玄と曰ふ彦太郎と稱す其後子孫今知る可からず

◎朝倉宮

余教育雜誌紙上尊長親王御歌と題する章中土佐國遺聞古跡の往々附會錯誤に涉る多きを述べ筑前に朝倉宮ありといへば土佐郡にも朝倉宮あり播州に皿屋敷ありといへば幡多郡にも皿屋敷あり云々と書き下せる所過日池上知禧君より朝倉宮存在の事は正史に現証あり事實の當否未だ容易に判決す可からざる如し況んや之を皿屋敷等と一視す可けんや云々の論書を受けたり今全君の意見要領を案するに大凡左の如し

齊明紀朝倉宮の土佐國なる事は第一延喜式に土佐國土佐郡朝倉郷朝倉神社云々の記あり第二釋日本紀引く所の土佐風土記に土佐郡有

朝倉郷二郷中有社神名天津羽々神天石帆別命今天石門別神子云々の
 文あり第三和名抄に土佐朝倉安左云々の記あり皆直接に齊明帝御幸
 の事を載せざるも古史に所謂朝倉の地名は土佐に現存せること明か
 なり元來日本紀にも皇師渡華を發して順路伊豫に至り還て朝倉宮に
 遷御すとあれば其九州ならずして逆路南海に渡りしも敢て牽強の解
 釋と云ふ可からず云々一條神閣兼良公などは釋記延喜式に由り朝倉
 宮の土佐なると疑ふ可からずとの給へり若し其外普通考証家雜著の
 書にて本説即ち朝倉宮在土佐説を主張する左の如し

廣益博物筌 梁塵愚按抄 百人一首御講釋開書 王代一覽 土左
 朝倉宮再興記 日本遷都考 本朝歷代編年錄 日本鹿子卷 義憤
 抄 南路志 西郊餘翰

徵証綿密立論着實にして我輩聞録に在りては實に有益なる他山之石と

得たるものと謂ふべし

然るに朝倉宮の事世已に定論あり今新しく喋々之を疑議す可きに非ず
 案するに日本紀の文素と茫漠として其國名を載せず而して延喜式釋日
 本紀其誤傳を累書す後世考證家岐路亡羊の嘆ある又宜なり抑當時齊明
 帝朝倉遷幸の理由は海外藩屬地の百濟新羅の兵に苦めらるゝを救はん
 爲にて當時帝は女帝にましますと拘はらず古の息長足姫尊も劣らざ
 る武勇の氣象ありて親征の準備をなさんとて暫時の滞在に端なく假宮
 に崩御ありたるものなりされば其親征出陣の場所の如きも西海の筑紫
 にありて地勢僻遠の此南海にあらざるは事實明白殆ど証論をまたずし
 て明なる如し是れ日本紀國文の一部にあらで全部を通讀し且つ次帝天
 智帝が九州を巡狩し海防を警戒し太宰府を建て水城を築き先帝揚武の
 遺圖を繼述せる御行を熟知する者は會意點頭管に賛同を表するに暇あ

らざるべし

想ふ風土紀延喜式共に唯土左朝倉宮の存在を説く朝倉宮の土左に現存すること余も之を信じて疑はず而も二書朝倉宮果して齊明帝御幸の朝倉宮たるや否やは余未だ正史に其證を檢出する能はず天下の廣き朝倉の地名絶無と謂ふ可からず而して朝倉の地名あるところは是れ齊明帝御幸の地なりと謂ふ我れ實に其論法の成立す可き道理あるを知らざるなり況んや六國史に次で王朝の正史と謂ふ可き扶桑略記には齊明天皇云々遷居筑紫朝倉橋廣庭宮云々の明文あり又王朝の博識と稱す可き善相公の意見封事に備中風土記を引て皇極帝六年百濟の請により筑紫に幸し兵を渡さんと欲し行宮に崩す云々の特書あり是に至ては其事蹟の孰れが信孰れが偽智者を待て後定らざるなり又何ぞ博搜旁引枝葉を分ち蛇足を辨するを要せん哉

嘗て聞く天保嘉永の比筑前の刀工左行秀なる者土左に來り朝倉の山川を觀て其形勝を稱し齊明帝の古蹟は必ず當國なるを語れりと余も亦爲めに前年其近郊を徘徊し父老に問ふて所謂當時の古跡を採る曰く小谷谷曰く釣井元曰く小磐嶺曰く橋廣庭曰く男女の湊(日本紀于娜大津)曰く鵜來巢山(日本紀磐瀬山)曰く刈萱關と其他某といひ某といふ一々列舉に追わらず而も其考證盡く人里の口碑に存し附會想像未だ容易に信す可からず若し筑前に至れば太宰府は是れ古へ九州の鎮守府なり博多は是れ三韓往來の要津なり刈萱の關香椎の宮附近に點在す盡く是れ歷代天皇駐蹕の遺跡山河清淑千載の王氣未だ消盡さざるを覺ゆ而して朝倉橋廣庭の宮址其間に儼存す是に至りては當時の古跡孰れか信孰れが偽必ず又古史國名の定否を待て後知らざるなり

余は今回池上君の好意實に余をして礎切の一頁師を得せしめたるを謝

す因て謹て其論告の大略を記し併せて一二の私見を付し以て其是非を
質す若し事誤り理背く者あらば幸に重ねて教ゆる所われ

◎野中兼山の新田開發

野中兼山の新田開發は縣下人口に膾炙する談なりと雖も其詳細の事跡
は之を探る者鮮なし因て今參考の爲め其中著名なる野市山田弘岡三所
の開發工事を記せん

初我藩二代國主山内忠義公先代長曾我部氏の遺臣主家斷絶の後落魄寄
る所なきを憐み兼山に命じて國中の新田開發をなし之を以て其縁邑に
充て郷士となし格式御留守居備に列せしむ兼山是に於て其遺臣を募り
系圖を嚴索し素姓の正しき者百餘人を撰拔し香美郡市村を開墾せしむ
世に百人衆の郷士を取立て野市を開墾せりといへるは之を云ふなり
是より以後慶安承應明曆寛文の間猶は續々四方の處士を募り正保百人

衆の例に習ひ新田開發をなし自給の位地を得せしむ然も其競望者の中
祖先系圖の不明なる者は素より論なく祖先事蹟の不忠なる者ある時は
排斥して許さず現に幡多郡入江氏の如き舊家と雖も祖代一條氏に對し
て戻逆の行ありしと云ふを以て遂に其推舉に加ふるを得ざりし如き一
例なり

當時百人衆の例を競望する者は先づ其開發に適する地面を見立て左の
如き願書を出せり

申上御事

一地何町何反何代

何那何村

右之通見立申候間百人衆並後には郷に被召抱被下候は、開發仕度奉
士と誓す存候間此殿仰上被下度候也以上

年月日

姓

名

郡奉行又庄屋宛

兼山直に裁可し其願誓の裏に開届の文を書す世に郷士書付の御裏判と稱するもの即ち是なり其文左の如し

其方事百人衆並後に郷士被召抱候間百人衆並の御奉公可被相勸候表書之地何町何反何代領地に遣候間可令開發若し先望之者有之箇所より辨於有之は可申來候三年過迄不令開發候者外より望次第可遣者也

年月日

野 伯耆 花押

姓名宛

願書裁可の文章時に従ひ多少の異同あるも大略要領は之に異ならず又土佐國新田開發事業の興る其由來偶然ならずして而して兼山其人の藩主の意を服膺する厚さと其拓地の事に關しては一種天分の才能熟練を

有せしこと察す可し

兼山已に正保年間より郷士採用に執掌するや同時に河道を開鑿して田水灌溉の便利を開き以て其拓地の功を助くるの急務を察し同元年香美郡野市村に井溝を開堀す是より先き全村井流は一町余の下流に在り屢千人役餘の人力を費し土砂を埋め煩費言ふ可からず是に至て横山小次郎を以て井奉行とし土地の老功者久禮甚助の企圖を以て物部川本流に水閘を設け其計畫始て成る尋で又全村西分井筋を鑿開す後十一年をへて明暦元年全上井筋開鑿を成就し更に後三年全中井筋を開鑿し前後十五年を経て其工始て完了す野市六千石の良田此より起る

尋で正保二年兼山又香美郡山田上井筋の開鑿をなす下井筋は即ち今の舟入川なり是より先き寛永十六年兼山執政の後凡そ四年小倉少介等山田新井筋を堀る後世兼山の開鑿の井筋其上下を夾むを以て之を中井筋

と呼ぶ中井筋の工業は兼山親しく其責に任せずと雖も施政の計畫は蓋し其繁替する所少なからずと云ふ是に至りて山田村三井筋あり而して物部川の本流又二重の堰を設く官府年々普請役をして之を修繕せしむるに下堰の大破故の如く役費耐ゆ可からず是に於て又水利老功者久禮甚助を招き之を治めしむ甚助計畫して遂に一堰を以て河水を遮り三井筋に注いで事足るを得たり即ち今の山田堰なり此丁前後年を経る十四年なり是より於て山田三千石の良田又起る

慶安元年兼山又設計して仁淀川の水を引き吾川郡の原野に注がんと欲し八田村に堰を設け水閘之を導き弘岡諸木を経て浦戸港内に注ぐ所謂長濱川是なり慶安元年工を始め承應元年に至り成就す年を費すこと五年なり弘岡五千石の田又是より起る

父老傳へ云ふ當時兼山長濱川の開鑿工事をなすや高低の測量は専ら夜

中に行ひ其仕方は先づ提灯を竿に縛し一町毎に之を立て一直に看通し其低きは之を上て高からしめ其高きは之を下げて低からしめ平均を得て後已む翌朝提灯の下なる竿の尺寸を算し之を築埋せり又岩石を砕くは芋莖(方言いもじ)を築め石上に焼き而して後之を砕きしと云ふ當時工事の煩繁なる芋莖を民家に賦課する甚だ急なりしかば時人爲めに其誅求に苦しみうるさき事を芋莖の十連といへりと蓋し十連は十把の義にして農民は平生芋類を作り其莖を乾蓄して食料となせしを兼山工事用とて假借なく之を取上げしかばかゝる謬をなせしものなりと云ふ按ずるに芋莖を焼きて岩石を砕くと云ふ事甚だ奇談と雖も爆烈薬なき當時にありてかゝる迂濶の法も餘義なき工夫にして且つ當時の口碑今に嚴として少しも磨せざるは皆國人の知る所業より實際の事なりしは疑ふ可からずと蓋し礪山の礪夫が岩石を砕く火を其上に焚き之を槌

せば直に粉砕すといひ又石器時代の人民が非金屬の器を以て石器を製するに燧石の如き硬度の強き石と雖も地中より掘りたる儘火力を以て之を暖め而して撃打を加ふれば意外に脆弱にして意の如く割くるといへる事等を思ひ合せば地中にて掘り當りたる儘の岩石は之を火に暖めば其石中の水分蒸發膨脹して石質の組成を分解し易からしむるによるなるべし若し其芋莖を焼く等は唯偶然の應用にして必ず



特別の奇効を有する者まわらざるべしと信ず

蓋し此時代の如き地質調査器械利用の方未だ開けざる時に際して僅かに芋莖の焼火を以て數十丈の岩石を粉砕し彼の長濱川上行當堀割の如き絶壁直立斧鑿を以て削るも及ばざる絶大工事を成就するに至りては其人力を役するの高は殆ど算す可からざるのみならず兼山其人の練老膽智は實に人をして呆然墮後の思あらしむるに足るべし今日一二の文明技師が自稱發明の利器を用ひて某の新道を開き某の港灣を鑿し而して工事往々素計と違ひ眼高く手低く唯失敗を以て了る者之を兼山の業に比すれば殆んど兒戯耳阿々

因て思ふ今日又我土佐國にありて佳稔良米の名産地を問へば主として右の香美長岡吾川の三郡を推す而して其成績の由來を探れば實に當年兼山氏一代の經綸に出づ同郷の人たる者何ぞ百代の下謠歌其功德を記

せずして可ならん哉近來世上文物中興百度并び揚る其時に方て三郡の有志者等宜しく卒先兼山の爲め頌徳の紀念碑を建て其絶大の恩澤を不朽に傳ふ可し是れ獨り一郷自治村落の歴史的名譽を煥發するのみならず又人世報恩酬義の一大徳義を成就せざるものと謂ふ可し

此圖は野中兼山開鑿の長濱川堀割にて楠永直枝君の實地寫景にかゝる

◎古代地價修正

地價修正は天下の至難問題なり何となれば其地價の高格なる地方は修正の後税率の減額を受くるも地價の低格なる地方は反對に税率の増加を見れば結局彼此の間にて於て利害の感を異にし双方兩得の道遂は其間に處す可からざればなり古來歴史上其証跡少しとせず而して我土左の國に於て特に其著き者を見る

抑我土左の國は上古王朝の世其田制の政知る可からずと雖も孝徳帝の大化改制以來天下の田地を擧げて一切公有として而して男子は六歳に至れば田二段を借し與へ女子は其三分一を給し所謂口分田の制を布きたれば當時にありては已に粗大なる檢地行はれし明かなり而るに奈良平安二朝の後莊園なる私田増加し口分田の制亂れ遂は源賴朝の時に及び國毎に守護を置き莊園に地頭を置くに至り古來田制全く破壊し武家知行の風始まり國中四分五裂又統一の制を見る能はず是より北條足利二代を経て織田豊臣の際に及び天下稍安息の世となれば秀吉乃ち諸國に命じて檢地の事を行はしむ所謂天正の地檢是なり是時諸國は盡く檢地を行ふに及ばずして己みしが土左國は長曾我部元親天正十六年其命を受けて罷勉數年遂に之を成就せり其記録今に天正の地檢帳と稱して國中に傳わる當時吾川郡弘岡の算者

は籠宗全と謂ふ者あり元親に浦戸城に歸して告て曰く近年國中檢地の事あれども甚だ寃略に過ぐ若し余をして之を爲さしめば精密の調査をなし能く一萬石の地より千石を打出す可しと元親聞て初め憚はずと雖も檢地を試みて地價修正をなし反別の加大を發見する時は後來歲入石高を増加する理あるを以て遂に之を許す宗全乃ち先づ己の郷里の邊なる弘岡伊野八田を丈量するに果して千石の地より八百石餘も打出しけるに村民等愕然其舉動の不穩を罵り遂に慶長四年十二月二十日の夜宗全が家に火を放ち之を燒殺せり

慶長五年山内公入國以后は國中の田制は一切長曾我部氏の舊により更に其精査をなさず蓋し諸大名の新に封地に就くは檢地をなして其知行配當等を企つるは普通事なれども當時當國は長我曾部氏の餘黨所在は潛伏し稍もすれば不逞の舉あらんとする勢なれば是時に方て保守の

政略を取りたるも亦已むを得ざるなり

正保二年幡多郡沖島境界に就き字和島藩と爭論をなせるも畢竟山内公入國以後檢地の行ひ難かりしより荏苒此の弊に及びしものにて幸に沖島は野中兼山の大手腕を以て江戸幕府の裁判を受け十五年の後勝訴となり長曾我部氏檢地帳の通り同島占領の境界を復せり

文政年間十二代藩主豊資公の時又國中檢地の議起こり永吉清助其任となり其業に着手せしに彼の慶長年間籠宗全の時の如く萬民騒然愁訴怨望の聲たえず事遂に已む尋で清助又罪を得て幡多郡は流されたり

抑右の如き武家時代の檢地は諸侯が己れの歳額加入の爲め領下に施せざる者にして今日王政一統時代の天下の地價修正とは大に其性質を異にし素より一齊に論す可からざるも當時君主權無限の世にありてさへ利害を異にせる人民飽迄反對を唱へかゝる妨害をなせるものなれば今

日時勢一變人情百出の時代に方り地價高格の民を損じて地價低價の民を益する所謂地價修正の方案は其天下實行の多難なるも敢て偶然ならずと謂ふ可し

◎吉行の刀國益の脇差

元祿時代の編纂と覺ゆる土佐物産往來なる者あり商賈往來の如き文体にて土佐物産の名稱を臚列し當時生業藝術の發達を考ふる有益の資たる者なり其中人造品の第一に吉行の刀國益の脇差といへる事あり此文章は當時國中にて評判の品物を撰びて臚記せるものなれば吉行の刀國益の脇差は此元祿時代の如き技藝嗜好の盛なりし世さへ已に賞玩ざる此の如くなれば其後世古刀家の珍重に當ならざるも亦宜なるを思ふ可し今聊か鑑定家參考の爲め其小傳を述べん

吉行姓は源通稱は山岡平助陸奥守と稱す攝州住吉の人なり初め初代大

和守吉道に從ふて鍛刀の術を學び業已に通じて當國に聘せられ元祿中下國す長岡郡仁井田村の田一町十代五歩を給はる常に九反田の東舊鍛治藏に在て山内氏番刀を鍛ふ後久ふして暇を請ふて歸國す吉行鍛法最も熟し作る處の刀劍銳利南國新刀の第一と稱す故に藩人之を帶ぶる者極めて多く其刃傷の際人を快斬する大抵之に由る故に俗説に吉行の刀を帶ぶる者は人を斬る念を生ずと稱し常に忌憚せりと云ふ又以て其銳作を徵す可し

國益姓は藤原上野大椽と稱す通稱は初山口後木村平右衛門と曰ふ河内國若江郡の人なり大和守吉道を師とし刀法を學び元祿中吉行の兄(吉國)吉國吉行の實兄に非すと雖も吉行下國の時爾か唱へて來國すの弟子となり隨ふて當國に來る五代藩主豊房公の御料を鍛ひ旨に協ひ元祿十五年上下三人扶持を給はる吉行等拔擢せられ刀工を休する後其免許

の繪旨を讓受し初て上野大椽國益と銘す寶永五年歿す男久國又業を繼
 き享保の頃榮ゆ元祿十四年谷秦山國益に贈る文あり秦山集に見ゆ中に
 「土佐劍匠山口氏國益當世之傑作」云々の語あり又是れ當時國益の聲
 價一時内外に盛なりし証とすべし山内氏時代土佐に在て刀劍を鍛ふも
 の國友重次兄弟以下近世南海朝尊紫虹に俊秀に至るまで凡そ十餘人あ
 り而して古刀家許して中作以上となすものは吉行國益并に國益の男久
 國の三人のみ

◎白太夫墓

白太夫は淨瑠璃院本菅原傳授鏡に見ゆ其演義の事跡は荒庸素より取る
 に足らずと雖も其名聲の世に普きは實に是より始まるなり
 其墳墓我土左國長岡郡大津村に現存す昔上歴載の証今に現然たり近來
 我土左國古迹を考証する者其搜索粗漏にして少しく晦闇の事に至れば

直に己の想像を加へて之を判決す其獨斷素より顧慮するに足らずと雖
 も事に教育に害ある者は殊に慎む可しとなす天智帝御陵の有無等に至
 りては其考証の不規則にして談何ぞ容易なるや蓋し現今土左國古墳の
 中証跡確然たる者は王朝には白太夫武家時代には源希義有井庄司一條
 公長曾我部氏安藤氏等の數人數家のみ今先づ白太夫に就て之れを述べ
 ん

白太夫本姓は松本名は春彦伊勢渡會の人にして大神宮の仕人なり延喜
 三年二月二十五日菅公筑紫に崩御し給ふや春彦侍して之にあり公の遺
 命を奉じ息高親公の權守となり土左に左遷せらるゝを尋ねんと欲し是
 に來る菅家瑞應の春彦諸國廻事の條に曰く

渡會春彦云々無程延喜五年、成春彦思、土左國、古右辨高親公、尋
 申、思先、四國內讚岐國、渡、云々漸々十二月朔日、土左國、移、云々

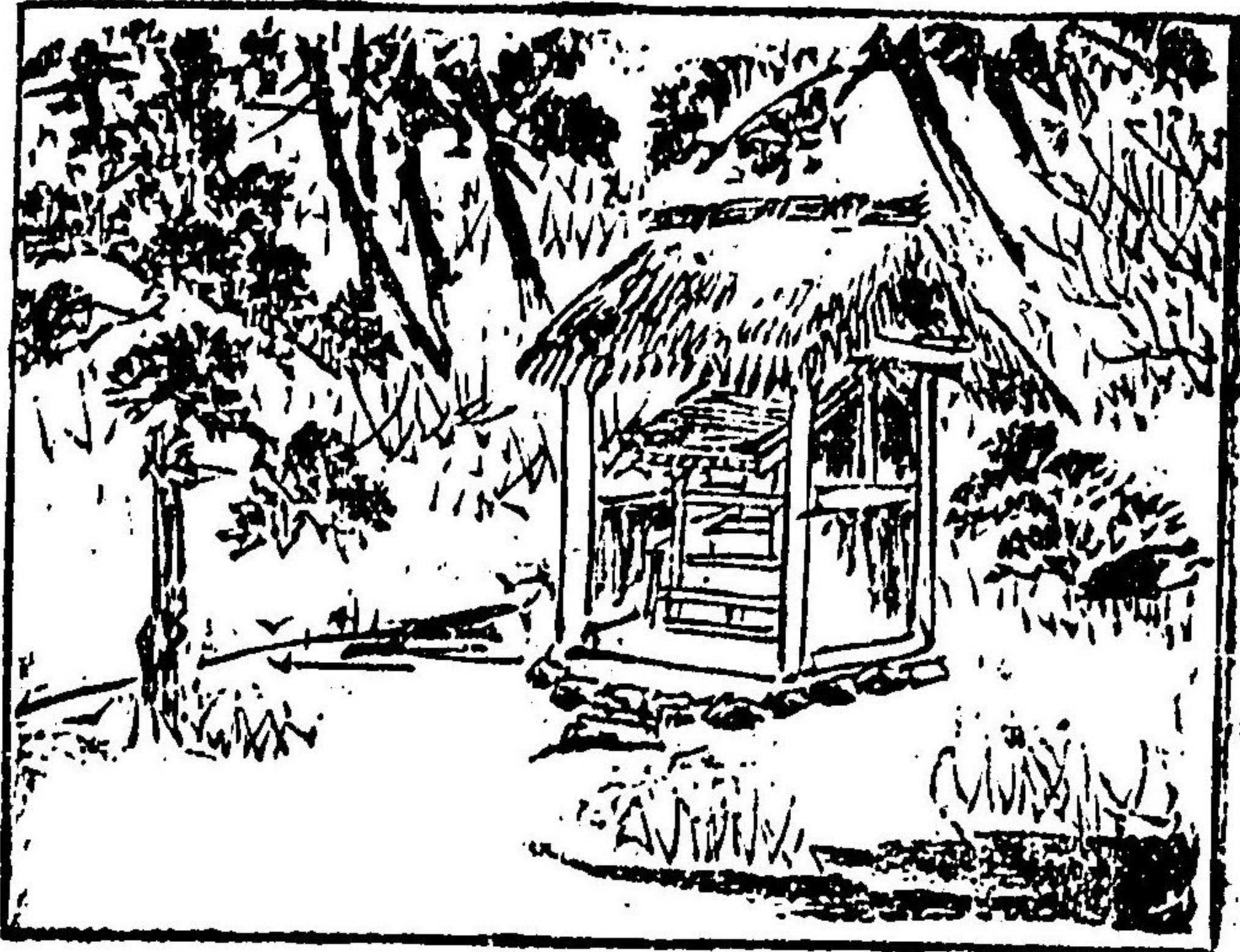
古右辨とは高親公左遷の前右少辨の官たりしを以てなり是より春彦間
 關險路をたどり老脚蹠跚として漸く今の長岡郡大津村に着せり而るに
 當時は今の天津近傍高知市街等一圓の海なれば大津より高親公の在所
 潮江村に渡るには海上二三里の航海にして風波の悪き時などは容易に
 船す可きにわらず時人の考には大海をも隔てたる思なりしなる可し春
 彦已に大津に来る日も暮れ足疲るを以て一精舎に就て一夜の宿を借り
 しに翌日病起り遂に起たず憐れ此日は海を渡り高親公に面し亡君の遺
 言を傳へ年頃の愛物語もなさんと樂みし身も今は咫尺の地に來り空し
 く其志を遂ぐる能はず遺恨を吞で地中に入る其胸中の哀如何ぞや菅家
 瑞應錄全條に曰く

翌日春彦以外病出一足非可進老僧殊勞給成藥用無驗終
 十二月九日死門望春彦遺言此親音菅公秘藏以松梅二樹一作拾

瑞像也菅公語遺命其死此寺門内可葬給也己
 也何死怖哉迎端坐合掌延喜五丑年十二月九日七十九才土佐國成
 比土云々

菅公の遺命を語るとは松梅二樹の觀音は形見として公より高親朝臣に
 贈るとの事ならん抑高親公名家の公子を以て昨は深宮の中に生長する
 者今は天涯の謫客となり妙舞清歌の樂に引き替へて瘴烟蠻雨の苦を嘗
 めさなきだに浮沈の感に勝ぬざるもの今は慈親の死をも吊する能はず
 剩さへ舊臣の遺命を帶ぶる者も咫尺の地に來て逢ふ能はずして死する
 と聞かば豈に斷腸消魂の思なからん哉公の遺命の觀音を拜して慟哭絶
 へて蘇せざる之を久ふすると云ふも誰か爲めに泣かざらんや
 春彦已に歿す遺骸を大津村岩崎山に葬る菅家瑞應錄に曰く

遺骸云々遙向山腰葬埋云々



岩崎とは今の○大津村西端船戸山なり
瑞應録に曰く

岩崎連西漫々海面東山峨々云々

大津の西方當時内海なる事已に之を辨ず漫々海面の義釋す可し

已にして春彦死后菅家の舊縁ある

者塔を太宰府菅公の墓畔に建て之

を并祭す公の三年々忌の夜春彦の

靈白衣を着けて墓を拜す天曆帝聞

食し賜ひ之を憐み名を白太夫と賜

ひ北野天神の社内に祠を建て之を

祭らしむ菅家瑞應録春彦稱白太夫の事條に曰く

扱三回忌事終延喜寅年二月二十五日夜公祥月御忌日慈元入道夜半

時分御廟詣見下白髮束八十許翁一人御廟前捧供物禮厚慈元坊

誰人成不審思見老翁九拜去能々見渡會松本春彦也是珍

春彦殿成云告慈元入道云吾去冬十二月九日土佐國岩崎云

所懸松山雪門寺死云々慈元入道不思議思終土佐國尋至見

果春彦墓所詣云々世に白太夫は白髮より名を得しといふは非

なり今其墓地五六坪許り唯小茅祠を存す四面老木森沉として蟲聲唧

々晝尚悽然を覺ゆ一吊當時の事を追懐する者誰ぞ低徊の感なきを得

ん哉本紙載する所の圖は上村昌訓氏の筆なり

◎高岳親王塔

高岡郡高岡村醫王山清瀧寺は僧空海の開基する所にして四國八十八所

の一なり寺内高岳親王の塔あり親王は平城帝第三皇子にして嵯峨帝の皇太子なり弘仁の亂廢せられ親王となり後落髮して更めて眞如と稱す清和帝貞觀三年唐に入り歸らず陽成帝元慶五年學問の僧中環府より上疏して親王西域に赴かんと欲し途にして薨すと告ぐ事正史に儼たり是より先き親王唐に赴く時漂船して南海道を経由し高岡郡大内村に假居し給ふ村名を大内と呼ぶは是に始まる文政の頃迄は農夫地を耕するの往々菊紋の瓦片布目瓦を堀出せしとぞ但高岡の郡名は親王の御名と全音なりと雖親王到着の前二十三年仁明承和八年建つる所にして少も交渉なしとす

蓋し親王土佐に薨せずと雖も土民或遺臣の奉吊して建つる所なり今清瀧寺境内西方山腹に林木翳蔚として翠色蒼涼の下其塔あり高五六尺五層の塔なり旁併墓道の左右三層五層の小塔大小百三十余林立相接す右方林中又太平塔田村塔今村塔の古塔數箇あり孰れも雨淋日炙古色蒼然として一見千年の古塔たるを知る可し

按ずるに親王假居の説正史に載せずと雖も昔し小蔭中納言唐に赴く途中薨せりと傳へ而して其實豊後速見郡生石村に其墳墓を存せる例等を思ひ合せば僻地の事情京師に通せず史家の脱漏ある怪むに足らず況んや近年幡多郡有井庄司の塔陣數十の附屬小塔を發掘せる事ある等頗ぶる古塔散布の状況を徴す可きものあるを蓋し一金石の有無は未だ以て古塔の疑を決し難き事多きも百余の塔石存在するに至ては其彫刻の探建設の態等を調査し口碑の眞偽を決するの証憑十分の據ありとなすに足る余は之を以て國中古塔の第一とす

◎桑名古庵土葬墓

余禮聞錄第一回到寛永年間桑名古庵なるもの土佐國にて始めて耶魯教

を信じ四十余年の間獄に繋かれ死して後久萬山に葬り桑名古庵土葬墓と題する奇異なる碑石を建て在る事を録せしが今二十六年一月高知中學生徒川田楠次氏始めて其墓所を發見せしかば同じ三月西森田岡八井田の三氏と共に近郊散歩の途次川田氏の導を以て之に至りぬ墓は全山高野谷の西端山上にありて荆棘亂茂し長け人頭より高し撫して之を見れば形状端然將某駒形をなし文字深刻歷々讀む可く正面題字桑名古庵土葬墓と曰ふ筆法勁健又取る可しとなす

余是に於て乎感するあり抑我日本上古の風俗土葬ありて火葬なし佛敎渡來の後始めて火葬あり蓋し西域浮屠氏の余習なり其因襲の久しき人以此異となさず偶々土葬をなすものあれば却て疑ふて異例となす慶安四年野中兼山氏始めて土左國に土葬を復するや幕府之を疑ふて異議あり幸に儒家林氏の文公家禮等を解するありて土葬は儒家の古禮に協へ

りとの解釋をなし事治まるを得たり

案名古庵は耶蘇教徒にして一旦悔悟すと雖も尋常犯罪と異なり容易く赦免を受けず遂に中道にして獄死せる者にして野中氏慶安の掟に照すも罪人丈は猶ほ火葬をなす例なれば表面上の處分は火葬に當る論なしとす而も悔悟の人を死後猶ほ罪人視するも憐なりとて特に例を破り土葬を許せしかばかゝる奇異の説明をなせしものならん

嗚乎今日我土左國の人たるもの慶安以后未だ二百五十年にも満たざる短日月を経過し祖先の一度恬然其風習に安せし事をも夢想せず火葬といへば其蠻國の穢俗たるを否やを説くを待たず早や恐る可き更の如き者とし獨り他國に先つて二千年前の古体土葬の風俗を恢復し我輩一二の徒に至るまで古人の墳墓を探り其土葬の文字を見ては奇異の想なし感慨措く能はざるに及ばしむるは實に是れ誰人の恩ぞや

◎尾戸焼◎

尾戸焼は土佐の美術品なり其著はるゝや久野正伯の名を以てす而も其製陶の由緒并正伯來國の由來古傳湮沒往々世に傳はらざるもの多し因て其概略を記す左の如し

第一尾戸焼の名稱

尾戸焼は尾戸の地名より起こり尾戸は小津の轉訛より起るとは今日國人の普く知るどころなるが偕て小津とは孰の地なりやを尋ねるに今の高知公園の西北の地なり此地古へ内海の入り込みたる時は舟泊の便ありたる所なるや否やは知らざれど大津中津等に對して小津との名を受けし事は今猶近傍に小津神社あり土人の口碑等千古に嚴なれば更に疑ひなかるべし正伯來國の後全地舊龍福院の向側に屋式を給ひ茲にて陶器を焼たれば焼物に尾戸の名を得るも自然の事なるべし焼物場所は正

伯門人山崎氏代々之に居り業を繼ぎ文政五年頃能茶山に引移りしといへば大數百七十間の窯場なり能茶山に移りて後も尾戸焼の名行はれしは其尾戸現在の長かりし爲ならん

第二正伯來國の次第

元和偃武の後諸國太平の緒に就き工業勃興の際に方り我土佐國の上には二代國守忠義公の英主を戴き下には野中兼山小倉三省の俊材を推し君臣上下合体して銳意新政を施こし百度并び揚る千載の一時なり是時よ當て忠義公兼山新政の計を翼賛し給ひ古來土佐國良陶の無きを惜み大阪の人宮崎儀右衛門植木一郎兵衛を介し高津の陶工正伯を招ひて土佐に下さんと欲す已にして儀右衛門病にかゝり一郎兵衛上京し事中止す因て更に其臣百々平兵衛に命じ正伯に其意を告げ俸米稍薄を謝して強ひて下國を促す正伯感激して曰く扶持切米等は少も望む所にあらず

終に四國地より一の焼物を出さざれば一旦罷り下りて焼試をなさんと
 乃ち承應二年八月兼山八田關工事成就の明年を以て土佐に下國す是を
 尾戸焼元祖正伯來國の由來となす當時忠義公より野中主計岡村平次小
 倉彌右衛門三氏に遣さる書に曰く

殊ふち切米も望不申彌一段之事に候云々

正伯土佐に來る扶持切米を望まず名利の心泊然水の如き願ふ所は唯技
 藝の神成にあるのみ嗚呼是にあらざるは何ぞ高尚尊ぶ可く純粹掬す可
 き美術絶品を造り出すを望まん哉後の技藝家唯だ利名に奔走し終生危
 々として衣食の資を貪りて已まざる者其風を聞ては少しく慙死す可き
 のみ

第三正伯履歷

仰久野正伯は大坂高津の陶工にして京師有名の陶工野々村仁清の門人

なり仁清俗稱は清兵衛御室仁和寺村に住す因て仁清と号す仁清茶器水
 指類を造るに長じ高麗。南蠻。尾州。瀬戸焼。長州松本焼等に習ひ其
 巧所を萃す極て眞に逼る正伯細かに其傳を享受し後高津にかへり獨り
 製陶之業とせしに承應二年忠義公の招に應じ土佐に下れり
 全年八月忠義公命じて江口尾戸の小山に甕場を開かしめ十二月中旬よ
 り始て製陶に着手せり最初茶入茶碗水指花香炉皿の類五百余品を焼
 きしに新甕諸道具不整頓の爲め焼損しありしより新に之を改築し改め
 て諸品を焼き公の御覽に入れ願ふる御意に協ふ而も正伯己が妻子を大
 阪に置きあれば上坂して下國しては焼きは焼きては又上坂する事數
 なりき其間造る所の品茶器飲食日用器數十種藩主の御用品より家名の
 雅器等を多しとなす

正伯歸國の年代詳かならず元祿時代土佐在國中門人の業を傳ふるもの
 出來して後か或は寛文四年野中氏大獄の後新政差止めの餘か猶は後考

をまつべし

第四正伯の焼物

正伯の焼物は其高尚純潔を以て茶器の類は別して世人の賞翫を蒙ふり
藩主の將軍獻品にも其一を加へたる事ありき蓋し正伯師家仁清の餘流
を汲むものゝ自ら朝鮮御本流の焼物を學び自ら一機軸を出せし爲めな
り。

京都の好古家蜷川式胤の評に曰く

土の色は土器色にて藥の色も土の色に同じ白色の幕及雪櫃等の摸
様ある物も見たり藥の色は沈んで透明せず質細かくして固からず
本國の物に恰も能く似たり畫は金銀赤綠淺黃等の色を以て付くる
事仁清作と全一なり云々

本國の物とは朝鮮眞物の様なり蜷川氏は之が爲め誤りて正伯は朝鮮人

にして長曾我部元親朝鮮陣の時連れ歸りし陶工ならんといへり其誤り
論す迄なき事なれど蜷川氏の如き古物鑒定の大家にして此誤を來すは
愈正伯の御本流摸造等の陶器朝鮮焼に逼肖する甚しきを証すべきなり
又正伯の焼物とて國中に傳ふる通俗の品に三重の屠蘇瓦器あり一は高
砂の畫一は鶴龜の畫一は壽字の模様あり傳へて狩野探幽の畫佐々木志
津齋の書なりといへり探幽の事は世に普き故欠するも志津齋は又加
賀の人俗稱彌七兵衛別号專念翁といひ藤木敦直の弟子にて大字は明の
陣元賛に習ひ一代の書家なり此屠蘇土器の書畫果して二人の筆迹に出
づれば珍しき遺物なり眞偽は疑ふ可きも岡本眞古の土佐の海に其説は
京師三條家の傳なりといふによれば強ち浮きたる口碑にもあらざる如
し
傳へ云ふ正伯焼陶の後自ら槌を携へ靈場に入り常に器物の不長なる物

を見出す毎に之を碎破せりと其後世遺物の精巧秀逸にして手澤の存する物毎に一として不作の品なきは宜なりと謂つ可し古人が良工心獨苦とは此等の謂なるべし

第五門人

承應二年正伯下國の後山崎平内君命を以て其門人となり業を享く是より先き森田久右衛門なる者亦國中にあり陶工を業とす正伯來國に及んで平内と共に其傳を受け陶土發見等を以て大に其業を助く元祿九年久右衛門平内二人尾戸に屋式を給はり正伯に嗣で専ら製陶に従事す九右衛門其技を善くす世に之を尾戸松柏と稱す初代正伯と全音なる爲め之を誤る多し幡多郡間崎村に正伯屋敷ありといふは初代正伯の其地に陶器を燒きたるにあらで二代の森田松柏の土味檢見の時燒試しの迹なりといふ文政五年藩命を以て二家尾戸を立拂ひ館茶山に移つり子孫業を

繼で家傳を墜さず今に至るといふ（森田久右衛門松柏と稱する事岡本氏の考による）

◎谷秦山の學流

寛文四年野中大獄の後一時海南の學徒谷一齋以下臂を連ねて郷國を辞するや藩學爲めに一空となり所謂南學の正統も一度中絶の姿となれり然るに先是野中氏盛時山崎闇齋京に出で、（闇齋の土佐を去るは儒に歸して後書を著はし佛を詆り藩主の忌諱に觸れたる爲めなり）南學を彼地に唱へ門人前後三千餘人益其衣鉢を廣めたり而して谷秦山亦闇齋の門に入り細かに其傳を享受して土佐に歸へり是を門人に傳へて綿々絶えず今に至る是に至ては南學の正統は土佐に出で土佐に入り終始完璧猶ほ未だ全く絶わざる者と謂つ可し

抑闇齋始め佛を出で儒に歸するも終に神道に歸依し彼の尋常經學者の

義を説き仁を談するに似ず大義名分の尊ぶ可き國体忠孝の重ず可きを痛論し門人の中有力なる者淺見佐藤三文等の如き輩は皆其學の正統にあらざるを難じ陸續門下を背き去りしに拘はらず卓然樹立自ら信ずる所を改めず優に獨歩の機軸を出せるは洵に規模の非凡を窺ふに足るべし然して獨り我谷秦山終始翁の門下に在りて其學流を享傳し儒學神道并び受けて國に還り績學紡文益其力を斯道の爲めに發揮す是に至ては闍齋死すと雖も其衣鉢は又海南に傳せり南學の正統未だ絶ゆると謂ふも敢て誣言にあらざるなり

秦山經學神道の外天文歴史詩文考証一として通せざるなく著述等身實に南州の泰斗たり其學原より醇乎として醇なる者にあらざるも其名教砥礪の説は深く國人の肺肝に透ふり他日維新有事の秋に方り我海南の男兒奮然臂を振ふて起るもの彼の闍齋門人淺見安正の作なる一部の清

猷遺言等の爲め感興せる者多しと必ずしも實に當年秦山先容の功之が端緒を啓ける者なり開齋の志も是に至て始めて酬いたりと謂つ可し伴蒿蹊の閑田耕筆に曰く

儒家の内新井白石貝原益軒伊藤東涯土左の谷氏の諸先生の如きは國朝の人たるに耻ぢざるを謂つ可しと

蒿蹊は近代の名士而して秦山を推重して重きを置く此の如し以て其人の才と學とを定む可し嗚呼秦山豈に獨り一隅の儒のみならん哉

秦山土左に在り帷を下す數十年門人前後百余人あり皆衣鉢を傳へて一家をなし經濟文章各樹立する所あり所謂陳王將帥盡諸侯といへる者是なり其中著はる者左の八人あり世に谷門の八哲と曰ふ

入江彌内正雄

著書詒謀記事等

板垣喜右衛門

奥宮藤九郎正明

全蠶簡集谷陵記等

美代傳太郎厚本

安養寺幸亟丞磨

全土左幽考等

澤田十四郎弘判

全 錢記等

川谷貞六致真

全藺山集等

齋藤平兵衛實純

就中奥宮正明の考証川谷致真の天文等并に出藍の畧あり今日土佐國歴史を修する者古傳湮滅材料欠乏の中僅に零碎の記録を得て端なく髮髯を概見するを得るは實に諸氏師學發揮の著書の賜となす秦山男丹四郎垣守孫丹内眞潮あり並に家學を繼て名聲を墜さず父子三代百余年の間海南文壇の木鐸となり名望蔚然又不朽の盛事なり蓋し寛文兩學一時中絶の後明治維新に至るまで我土佐の國にありて文學を解するものは直

接間接に秦山門の私淑余澤を受けざる者殆ど皆無なりといふ又盛なりといふべし昔しは孟子楊墨を禦ぐ後世韓退之以て其功禹の下にわらずとなす我谷氏又南學の正統を繼ぎ先師關齋と提携して内唱外和斯學の眞宗を抉出し他日和家氣運の潛勢力を造出するは彼の野中兼山が空前絶後の大手腕を揮ふて殆ど一國の生命を作り出せる不朽の功績に亞で實に土佐國第一流の大儒に背かずと謂つ可きなり

○秦氏の教育

秦元親岡豊山三千貫の領主より興り父祖五世の餘烈を振ふて六守護を滅ぼし四國を均一す其武功の赫々兵馬縱横の伎倆に至りては事跡現著素より世人の知る所なれば之を贅せず而も元親徒に血戈汗馬攻城馘首の名將たるのみならず又文學を修め禮樂を嗜み風流有文の一名士にして其遺墨を見其遺篇を讀む者誰か胸中綽然の風采を追慕せざらん哉

初め元親岡豊山は在り日に東西の撥平に従事し兵馬倥傯として殆ど身に寸隙なき時と雖も猶ほ内は文學諸藝の士を招聘し一門諸士の教育を掌らしめ絃誦洋々として常に城中に盛なりき元親嘗て司馬温公勸學歌に養子不レ教父之過云々詩に君子民之父母云々の言を誦し一門の教弟は論を待たず領内の士民は貴賤なく大小なく誰かは我赤子にあらざる可き父として教へざるは我過なりと語り教育奨励の事は深く其心を留むる所なりき是を以て其重臣は江村谷桑名以下の如き薄祿非俸を以て之を待つに拘らず一科一藝に熟達し一門教育の師範に當つ可き者は巨額の俸祿を惜まず之を誘致す岡豊山の繁昌一時中村御所に亞ぐの盛況ありしは宜なりと謂つ可し近時我縣秦氏の史を談ずる者多しと雖も徒に元親を以て武骨の一武將となし攻城野戰の事は之を熟誦するも其文教砥礪子弟教育の功蹟更に不朽の美事となす可きものは措て問はず

る如し豈に遺憾ならずや因て今當時岡豊山教育の盛況を録し聊か秦氏歴史の一精彩となす

先づ一科一藝に就ては文武を問はず其名目を列記し併せて師範役の何人なるやを付記す可し

手習 吸江庵の眞藏主、忍藏主
 經學 全じ忍藏主、宗安寺信西堂。(忍藏主又忍性と曰ふ信西堂

又如淵子と曰ふ共に南村梅軒の弟子にして毎月六回岡豊城に至り經を講ず信西堂は吉良親實の姻にして親實死時坐して戮に就く所謂七人御先の一人なり忍藏主も信西死后疎斥せられ死す)

鼓。泉州堺人勝部勘兵衛(師範役として呼下し知行を賜ふ以下此類の人招聘と記す可し)

笛 小野菊之丞(上京修業して師となる)

大鼓 京都似我總右衛門父子(招聘)

鞠 京都公卿飛鳥井曾衣(流寓土左に下り一條公に仕へ後召抱)

抱)

碁 太平拾午。森勝助上(京本因妨に學び歸國師となる)

禮式 桑名太郎兵衛中島與一兵衛(上京小笠原家に學び師とな

る

馬 産方休少。

鎗 太平市郎左衛門(眞道流達人)

長刀 全人

寸槍 京都甲取市之助(招聘)

太刀 伊藤武右衛門(精參流但し別に深藤流の師あり名不詳)

弓 大藏才八(岡豊城中七夕が尾の丸に弓場を構へ毎夕小的

あり)

鐵炮 近澤越後(毎月湖鐵炮揃をなした的打稽古をなす)

和歌 京都公卿小松谷寺覺櫻(名は公範菊亭大納言の御子にし

て一條公に來仕し後招聘)

連歌 蜷川新左衛門道標(名は親長足利家に仕へたる有名なる

蜷川氏にして藏人貞増の子招聘せられ長岡郡蓮如寺村に居

る)

此の如く元親が干戈糜爛の間岡豊城に施こせる教育は周到完備實に至れり尽せりと評す可きものにして其専門技藝の名家孰れも一代屈指の人物を網羅し滿腹の伎倆を揮ふて子弟訓練の業に従事せしめしは實に彼の尋常庸才の武骨武士の爲し得可き所にあらず今日明治中興の後教

育の道進歩し智徳体三育の發達併行を計るの説續々踵出し而して未だ其成績の善美を見ざるは是を三百年前戰國英雄が干戈殺伐の際に至難を排して僅かに設けたる零碎教育の整頓に比して寧ろ一籌を輸すと評せざるを得ず嗚乎元親の功名豈武事に止まる者ならん

然るに岡豊城の教育此の如き隆盛を見るも世人或は速断して其教育に養成せられたる人物俊才の出づる少きは怪む可しとなさん知らずや秦氏が三千貫の小城主より遂に六守賈を滅ぼし四國を取るは實に其教育中に成長せる濟々多士の素力に出づる者なるを彼の天正十四年の役信親豊後に戦死するや諸將従死する者三十余人(雜兵は七百余)氣節を尙ひ忠義を重ずる者に非ざれば能はざるなり尋で信親死後家督相續の争に至り吉良親實比江山親興面折諫諍死して悔いす所謂七人御先の徒又親實の爲め死せん事を希ふ忠義透骨髓道理貫心肝ものにあらざ

れば能はざるなり士氣の盛なる戰國武士の通習と雖も讀書徳義を解するの力豈少小ならん哉其餘信親が諸藝熟達の外就中繪畫に妙に僧非有が土左國一二の名書家となる并に元親が和歌文墨に長じて優に風流の美質を備ふる等英雄天分の常才なりと雖も智徳教育の享受の功豈瑣細ならん哉要するに文明以后七人衆が土左を争ふに方り方割據地勢偏安の不利は乃ち之れあるも中原の鹿遂に秦氏の手に落つるは主として其教育の美果人材輩出の特功に由らずんばあらざるなり

◎伊能翁の赤岡測量

文化五年有名なる伊能忠敬翁海岸測量の爲め土左國に來りし事は余嘗て本誌の初號に寄載せし事ありしが今鳳麟亭玉陵氏の隱見雜日記(文化より應應迄八十年間日記)を見るに全五年三月の條に左の事あり零碎の談なりと雖も名士經過の遺蹟百年の談柄となすに足る者なれば之

を抄出す曰く

當日御浦奉行此度從江戸天文者浦々を一見之爲通有之總じて町筋
壁垣のしつらひ濱邊の取繕ひを彼是見分あり扱又此節の噂に御國
山南村秀助と申者天文学を心懸日比に之を學ぶの由此節にては違
者になり此度の先生に出合於當浦二人共爲見申可之由噂有之云々
又四月廿七日條の曰く

以前御觸有之天下御役人天文者上下七八連れ（門人一行を率ひた
る爲ならん）當日赤岡本町長木屋又左衛門它宿家り當町人不殘賄
役被仰付家に一人宛晝夜罷出る晝は濱邊罷出で地丈尺之指圖夜長
木政之丞裏に於て天文見所道具様々に仕立見物數人集るなり云々
又全月廿八日條の曰く

當朝八つ時右天下役人前濱邊迄御立有之云々

◎花鳥踊

近來縣下諸神社の祭禮に執行する花鳥といへる踊あり高知市街近傍は
稀なるも幡多高岡吾川諸郡の如き奥分にして古き由緒ある神社には極
めて盛なる式を備へ之を執行し今に至るまで嘗て絶ゆることなし就中
高岡郡仁井田郷五社の祭禮は儀式壯嚴の上花鳥踊は別して盛觀の一な
りと云ふ

今其由來を尋ぬるに昔し永正文文の頃土佐國七人衆割據分立の時高岡
郡半山城主津野氏は其勢最も大に高岡郡一圓を押領し幡多中村一條公
と累世角執の中なりしに其領地に花鳥城といへる城ありしに一條公の
將敷地某之を攻めんとて押寄せしに城固ふして抜けざれば乃ち此踊を
催し城兵を給き出しやがてつけ入り攻め落せしとなん是より其踊を花
鳥踊と稱す故に其踊の舉動圖を立て白双を扱て斬入る様をなすといふ

花鳥の地名今知る可からず蓋し僻地若くは蕞爾の小城にして後世に永く其遺跡を存する能はざる爲ならん或は曰く花鳥城は一條公の領分にて津野氏より之を攻め陥せるものなりと蓋し高岡郡は津野氏の領地にして其地の郷民は即ち其遺民なれば主家不利の踊式を名社の祭典に加ふるも訝しき次第なり或は世移つり時變じ此に至るものか暫く記して後考の資となす

因に記す津野氏は高岡郡の名家にして累代の遺澤永く後世に過り流風餘韻猶ほ人口に傳へて今に亡びざるものあり其田植歌に曰く
津野殿の召しの宵に咲ひたる花は八重菊

津野殿の出し其日の夕暮に物の哀を惠良で止めた

是れ皆な永正十四年津勝元實一條公の兵と惠良沼に大戰し打死したる事を歌へるものなり此の如く昔しより高岡郡民は誰となく自

然に津野氏の恩義を慕ふものなれば今日の事は知らずと雖も爾來花鳥踊の如きもの津野氏に不吉の事あれば古くより神社の儀式に用ゆる事はあるまじき義なる如し想ふ後説の如く津野氏より一條氏を攻めし時の古實より起りしならんか思ひ出でたる儘再び茲に追記す

◎豊永郷射法◎

花鳥踊に亞で記す可きは豊永郷の射法なり此儀式も縣下他郷に聞かざる事にて其舉動の莊重にして古雅なる行々三五十年百年の後には好事家の古式復興論につれて廳下近傍の祭式大禮等に執行の運を見る事もありぬ可し今其由来并に所作の要領を記するに方りて先づ豊永郷住民の如何なる素性に出づるやを述べ可し

抑豊永郷住民は其新住の人は之を知らずと雖も古來土着の世家は大抵

小笠原を姓とす蓋し祖先清和源氏に出で小笠原備中守豊永の裔也小笠原氏は世々弓術の名家にして後醍醐帝の御宇信濃守貞宗なる者に至り大に著はる貞宗嘗て射を皇后に試む帝歎覽し給ひ賞詞を下して曰く天下弓馬俊傑云々使貞宗爲天下之師範云々と爾來小笠原氏世々弓術の師家を以て世職となす足利氏の世小笠原長秀等將軍の命を以て弓術の外武家禮式を製し今猶は小笠原流禮式と稱して世に傳誦さる豊永小笠原氏は蓋し其宗の庶流にして足利氏の季土佐に下り豊永郷を領す(豊永の地名は祖先小笠原豊永の名に源くものこ)天正慶長の頃豊永兵衛なる者あり(是は已に豊永の地名定まりて後に小笠原氏の別稱に用ひしものあらん)其子藤五郎藤次兵衛二人あり藤五郎泰盛親に仕へ大陳陳の時八尾戦に破れ其後を知らず藤次兵衛又國を出で肥後に赴き全くとく其後を知らず今豊永の小笠原氏は蓋し其分家庶流若しくは家臣に

して乃ち數百年來家傳古式の射法を傳へ來るは決して偶然にあらざるなり小笠原氏紋所三重菱◇◇◇を用ゆ阿州分にも亦小笠原氏多し共に全姓全系の家なり

射法流名は記載を待たざる小笠原流にて柳原小藤廻と稱す蓋し弓を引くとき鞆を用ひず素手にて射る流なり抑も小笠原流の弓術傳中には小妻掛といへる一流あり素手の射法にあらざるも射構の時矢筈を右の手にて引絞るに大爪掛小爪掛などいへる指の結び様あり(是は人体の大小力の強弱により分に應じ定むる者の如し)何時の頃よりか爪掛等の言葉を素手の事と誤まり鞆を用ひざる流義と變せるものならんといふ故に豊永郷の射法は小妻掛の變流即ち柳原小藤廻なり

右射法古來全郷に傳せり連綿今に絶えずすべて田舎山分に在りては土人の樂唯酒飲角力番持等の如き朴實にして且つ野卑なる仕方の外他に

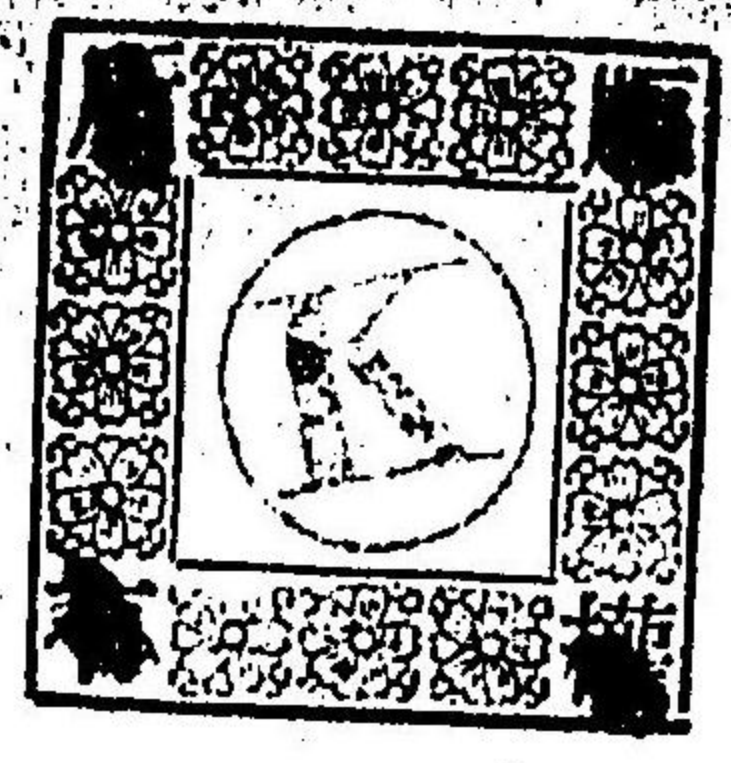
遊戯の試む可き無きも豊永郷の人民は優に今日迄弓射る事を一種の樂となし他郷にありて番持角力の場に容易に之を試み互に其技藝の巧拙と身振の生練を評較して樂となすは殆ど縣下他郷に見聞せざる特風にて流石に名家の舊胤殊勝の事と評す可し今日にても神社の祭禮は大抵射弓を以て一番の儀式となし古代の裝束を着け古風の儀式を守り之を射る様實に人をまて坐ろに武家時代余風の名残を追懷せしむるものありといふ

抑土佐國は南海の邊土にして封建尙武の氣風は特殊の事情により極めて發達すと雖も彼の中州の文華典禮は其傳輸流行洵に些少となす而して今豊永郷の民小笠原氏の名系を傳へ天下に著名なる家法射流を傳へて今に至る實に國中希有の幸事にして又他邦に向ふて誇るべき佳談なり想ふ他日某の儀式某の祭禮廳下近旁に設くるの節之を招待來聘し開

場一番其技を試みしむれば獨り觀者の目を新くするのみならず學校生徒等の爲めに實に歴史的國風の純美を知らしむる一助とならん其裨益何ぞ啻に津野の花鳥踊のみならん哉

明治三十年四月廿五日出版
全 年四月二十六日發行

正價金拾貳錢



編發
輯行者兼

片桐猪三郎
高知市種崎町九十八番邸

印刷者

大阪製本印刷株式會社

矢野松之助
大阪市西區阿波座一番丁
六十番屋敷

發賣者

片桐仲雄
高知市本町二百番屋敷

發賣者

片桐直吉
高知市本町四十番屋敷

發行書林

發賣書林

發賣書林

開成舍本店
高知市本町一丁目

開成舍支店
高知市本町三丁目

開成舍支店
高知市本町三丁目

高知市種崎町
高知市本町一丁目
高知市本町三丁目
高知市本町四丁目
高知市本町五丁目
高知市本町六丁目
高知市本町七丁目
高知市本町八丁目
高知市本町九丁目
高知市本町十丁目
高知市本町十一丁目
高知市本町十二丁目
高知市本町十三丁目
高知市本町十四丁目
高知市本町十五丁目
高知市本町十六丁目
高知市本町十七丁目
高知市本町十八丁目
高知市本町十九丁目
高知市本町二十丁目
高知市本町二十一丁目
高知市本町二十二丁目
高知市本町二十三丁目
高知市本町二十四丁目
高知市本町二十五丁目
高知市本町二十六丁目
高知市本町二十七丁目
高知市本町二十八丁目
高知市本町二十九丁目
高知市本町三十丁目
高知市本町三十一丁目
高知市本町三十二丁目
高知市本町三十三丁目
高知市本町三十四丁目
高知市本町三十五丁目
高知市本町三十六丁目
高知市本町三十七丁目
高知市本町三十八丁目
高知市本町三十九丁目
高知市本町四十丁目
高知市本町四十一丁目
高知市本町四十二丁目
高知市本町四十三丁目
高知市本町四十四丁目
高知市本町四十五丁目
高知市本町四十六丁目
高知市本町四十七丁目
高知市本町四十八丁目
高知市本町四十九丁目
高知市本町五十丁目

新發行書目

日本叢書

續一冊讀切
續々發行

第三版出來せり

土陽新聞記者富田幸次郎君序
土佐丸事務員阪本喜久吉君著

●日本叢書 第一冊 雲海紀行

正價拾貳錢
郵稅四錢

一名土佐丸歐洲航行記

本書は出版以來日尙淺しと雖も已に三版を重ねぬ
嗚呼三版??能く本書の眞價を説明して余あり、海國の丈夫后れて
悔る勿れ

●讀賣新聞批評 雲海紀行批評

本書は歐洲航路の第一先登船たる土佐丸の航海紀事

にして香港、錫蘭、孟買、倫敦、アントウエルプ等の商業工業を叙すると
頗る審かなり歐洲航路の一班を知るは便利ならん
●東京日々新聞批評 著者は郵船會社土佐丸の事務員にして歐洲航路
の開始と共に萬里船程の壯遊を試み到處の見聞を録せしもの即ち此
書なり其紀する處尋常風流の旅日記にあらず頗る事務に補ひあり偶々
徳富蘇峯の西遊漫筆に酷似するものあるは蓋し同一の船、同一の地、同
一の情あるに由るなるべし又近日の快文字なり
●東京朝日新聞批評 日本郵船會社歐洲航路開始の第一先登船たりし
土佐丸事務員として同船に乘組みし阪本喜久吉氏の航海中見る處を記
して土佐の土陽新聞に寄送したるを輯録し一冊子となせるもの即ち香
港、錫蘭、孟買、龍動、アントウエルプ、地中海等同船の航路及び寄港の各
名譽を施したるやの詳況を見るべし
●國民新聞批評 本書は土佐の阪本なる人歐洲航海第一先登の土佐丸
に事務掌理員として乗組み到處香港より錫蘭コロソボ孟買より龍動
よりアントウエルプより地中海より發信したる紀行見聞録にして文字
亦見るに足る購讀の價値充分ならん
●萬朝報批評 著者阪本氏が郵船會社歐洲初航海の土佐丸に搭せる即
ち雲海紀行なり行文流暢快誦すべし
●日本新聞批評 歐洲航路開始の際土佐丸の事務員なる阪本喜久吉氏

が土陽新聞に通信せし者を蒐集せし書なり壯快なる航路の景況見るが如し

●中央新聞批評 歐洲航海の第一先登船なる、土佐丸事務員阪本氏の詳密なる紀行なり文字流麗人をして倦らしむ

●土陽新聞 印度洋上急潮澎湃たり地中海邊江濤浩渺たり鐵輪遠く萬里の波を截り英京埠に初めて日東の旭旗を翻へしたるもの實に日本郵船株式會社の土佐丸なりとす社友阪本喜久吉氏其きに歐洲航行記を我十陽新聞に寄せられ紙上幾多の光彩を添へて讀者の喝采を博せし處なるが書肆開成舎這般之れを編輯して一部の書冊となし題して雲海紀行と云ふ其行文の健雅にして且つ其觀察の奇拔なるは既に讀者の識る處今言ふを要せず表装美麗價又低廉に好個の小冊子なり今や秋夜歌々として燈下可親の候若し夫れ短檠の下此書に對するあらは一條の遊魂脈々として天外遠く雲海縹渺の間に馳するものあらん

●高知日報 本書は日本郵船會社歐洲航路開始第一先登船土佐丸に乘渡發賣を始めたるが日本郵船會社歐洲航路開始第一先登船土佐丸に乘渡にして身其實境に在る如く國民に海事思想を喚發せしめ頗る裨益ある冊子なり

●高知毎日新聞 雲海紀行は日本叢書第一冊として此程當市開成舎より發行せらる本書は土佐丸事務員阪本喜久吉氏が歐洲航行の途次香港

錫蘭、孟買、龍動、アレトツプ、地中海等より當地に寄送したる紀行を輯録したる者にて一讀人をして壯快を感せしむ

●其他京阪各地新聞批評有れど畧す

●新歸朝者小松榮次郎著

●第一冊 日本叢書 南洋探檢紀行 近刊

●寺石正路先生著

●第二冊 日本叢書 間居雜筆 近刊

●第三冊 日本叢書 戰國亭主人著

●第四冊 日本叢書 兵商論 近刊

土陽叢書

一冊讀切 續々發行

土藩大定目

●土陽叢書 第一冊 土藩大定目 正價拾貳錢 郵稅貳錢

●國民新聞批評 封建時代土佐藩の諸法令を蒐めたるものにて目錄凡そ三拾九件あり史家の參考に足るべし

●土陽新聞批評 今回開成舎に於て土陽叢書を刊行するの擧わり土藩
 大定目は其第一冊として出でたるものなり之れを閲するに藩政中の法
 令一括して此の中におり綱目三十九、政務家、實業家、考古家等孰れも
 參稽の資に供すべし

●日本新聞批評 舊土洲藩の掟を集めたり史料となすべし

●中央新聞批評 土陽叢書第一冊として出づ維新前土州藩の百般の法
 律定目を網羅せり史家の參考たるべし

●萬朝報 數年前長州の有志が協力して「防長文庫」と云へるを刊行し
 て温古知新の料に供るを見しがこれは高知の諸有志が同じ志望を以て
 刊行せるものと覺へし即ち土陽叢書の第一巻にして異邦境外の人には
 多大の趣味を覺へしむされば逐次秘書を上梓せば自然に土佐歴史を完
 成することなるべし蓋し美學なり

●東京日々新聞 土陽叢書第一冊として發行するもの土藩の法令政度
 を網羅して遺すなし

●土陽叢書 山内武功 正價拾貳錢 郵稅 貳錢

本書は天下麻の如くに亂れし天正慶長の頃千軍万騎の間に馳驅し彈矢
 雨注の中に入出入して武勳赫灼遂に土國に封せられたる藩祖一豊公の武

勳記事なり附するに臣僕の公矢石の間に從ふて奮戦格闘せる經歷を併
 記せしものにて今般土陽叢書第二冊として發行せり請ふ御購求あらん
 ことを

●土陽新聞批評山内武功 書肆開成舎近時出版事業に力を致し冀に
 土陽叢書を發刊し専ら我海南の史料を天下に紹介せんとし既に土藩大
 定目を公にせしが今次くに山内武功を以てす本書は天正慶長の際に於
 ける藩祖一豊公の武功を編纂蒐集せるもの行文趣味に乏しと雖も材料
 豊富以て修史の資となすに足ものあり

●高知日報批評山内武功 山内一豊公御誕生より始まり土州御下屋敷
 にて御急症にて御遠行迄の間於ける種々の武功を記したる頗る有
 益の著者なり他日史家の武功傳を編せん時は必ず此書に其基礎を取ら
 ざるを得ず

●毎日新聞批評山内武功 は土陽叢書第二冊として此程當市開成舎よ
 り發行せり我舊藩祖一豊公の御誕生より御逝去に至るまでの御武功御
 任官其他の事蹟を細大洩さず舊記に準據し編年体に縮りたるものにし
 て表装亦美麗なる好冊子なり

●福島鷗波氏批評山内武功 山内家子先祖か土佐へ封を受くる前後の
 記事にして其著何人たるを知らずと雖も久さしく筐に埋れ蠶魚を養ひ
 しも今回の出版を得たる蓋し山内家の武功を發揚し著者の心勞を千古
 に示すに足るべし開成舎の事業は學者に裨益を與ふる而已ならず寧ろ

山内家に忠なるものなり
寺石正路先生著

●土陽叢書 第三冊 土佐遺聞錄 上卷 正價拾二錢 郵稅四錢

●土陽叢書 第四冊 紀貫之 正價拾二錢 郵稅四錢

●土陽叢書 第五冊 土佐遺聞錄 下卷 正價拾二錢 郵稅四錢

●土陽叢書 第六冊 土佐遺跡志 近刊

茨木定興先生 評序跋
安並正晴先生 著

●土陽叢書 第七冊 土佐古跡巡遊錄 近刊

●土陽叢書 第八冊 土佐人物傳 近刊

●土陽叢書 第九冊 土佐沿革史 近刊

●再版 南海之偉業 正價貳拾五錢 郵稅四錢

●東京自由新聞批評 一名野中兼山一世記

りて絶大の土功を起し余澤を后昆に始す其功業事蹟之れを備の藉山に
比して尙は凌駕する處あり蓋し彼は君侯の直遇を得て其終を全くせし
も此は末路の艱苦に陥りて其終を全くせず彼は隆文の時に際し此は僂
武の始に於て其難易輕重固より同日の論に非ず此書は松野尾章行翁
儀行兩君の編輯する處にして兼山一代の事業を悉くせり卷首には兼山
の書翰を拜し諸名家の題跋を附す經世家の一讀を要すべき良書之
河田小龍翁著書

●土佐 吸江圖志 正價拾貳錢 郵稅貳錢

我海南壽家の泰斗として其名八紘に轟き三尺の童子と雖も知得するは
夫れ河田小龍先生にあらざるや先生は我吸江十景の歳を逐ふて古蹟の埋
没するを遺憾とせられ明治十一年本書を著述せられ諸先生の題字序跋
詩文和歌等を掲載し資金を吝まらず密書彫刻を以て出版せられたる良書

9 /
329

にして先生か得意の密書と印刷の鮮明とにより非常の好評を得暫時に
賣切となり今尙は購讀者あるも先生他國せられ再版する余暇なし或
深く之を遺憾とし弊店へ向け勸告せられたれば直ちに是れを先生に懇
請せり營利的の先生にあらざればは速に承諾の榮を蒙り今般弊店に於
て出版し廣く發賣せんとす江湖各位續々御注文あらんことを
晴瀾 宮崎宜政序詩
滄溟 宇田友猪著

龍 上 偶 語

近 刊

俊傑譚あり騎士傳あり詩文論あり一括して龔上偶語に存す。
興味今敢て吹々を要せず眞に千紫萬紅の觀あるのみ
梅花の邊且賞し且誦するも可也。暖爐の側兀坐一讀するも亦可也矣

合成開

026111-001-9

71-329

土佐遺聞録

寺石 正路 / 著

1冊(上131p)

M30

ADC-3768

